モンゴル時代ウイグリスタンの税役制度と徴税システム

松井　太

はじめに

ウイグリスタン (Üyġūristān) とは「ウイグルの地」を意味するペルシア語であり，具体的には西ウイグル王国領，すなわちトゥルファン盆地を中心とする東部天山地方をさす．モンゴル帝国がユーラシアの大半を支配下に治めた西暦13〜14世紀には，ウイグリスタンもモンゴルの支配下におかれることとなった．ウイグリスタンにおけるモンゴル支配の実態を解明するためには，ペルシア語・漢語編纂史料中の情報だけでなく，19世紀末以降の世界各国の調査によりウイグリスタン現地から発掘将来されたいわゆるウイグル語文書を歴史学的に利用することが必要である．

そこで本稿は，これらのウイグル語世俗文書を主要な史料として，モンゴル支配下のウイグリスタンにおける税役制度，とくに徴税システムに関わる諸側面の剔出・再構成を試みる．また，本稿で利用するウイグル語文書のうち計10件 (**Texts A-J**) について，筆者の原文書調査に基づくテキスト転写・和訳・語註・写真複製を資料編において提示し(1)，諸方面の利用に供する．

1．モンゴル時代ウイグリスタンにおける「正税・正役」

本章では，本稿での検討作業の前提としてのモンゴル時代ウイグリスタンにおける「税役制度」の存在を，先行研究および編纂史料・出土文書から確認する．

（1）編纂史料にみるウイグリスタン税役制度

チンギス=カン (Činggis-qan, r. 1206-27) によるモンゴル帝国の草創の後まもなく，西ウイグル王国はモンゴルに投降し (1209)，その支配をうけいれた．

モンゴル支配下の諸政権・附庸国は，①人質の提出，②軍事活動への協力，③税糧・軍糧の納入，④駅伝設置，⑤戸籍調査，⑥ダルガ（mo. daruγa(či) > uig. ṭaruγa(či) ~ pers. dārūġā ~ chin. 達魯花赤，「総督，代官」の意）の設置，⑦君主の朝見と臣従の表明，という７項目の義務を課された．この支配原則に関する史料Ａ１〜Ａ４を以下に掲げ，Ａ３・Ａ４中では前述の諸義務との対応を【　】で示す．

Ａ１：『高麗史』巻26，元宗９年＝至元５年(1268) ３月

壬申，蒙古遣北京路摠管兼大定府尹于也孫脱 (Yisün-To'a) ・禮部郎中孟申等，來詔曰：「……惟我太祖成吉思皇帝制度，凡内屬之國，納質・助軍・輸糧・設驛・供戸數籍・置達魯花赤，已嘗明諭之矣」．

---

(1)　本稿におけるウイグル語転写は翻字と標準的発音表記とを折衷した SUK 2 の方式におおむね準拠し，その他の諸言語については慣用の方式に従い，漢字中古音の再構形式は B. Karlgren, *Grammata Serica Recensa* (Stockholm, 1957) に従う．原文書の破損欠落や和訳に関しては前稿［松井 1998b, p. 13］の凡例を参照．なお，貴重な史料の公刊を許可されたベルリン=ブランデンブルク科学アカデミー (BBAW) に深甚の謝意を表する．

A２：『元史』巻209，安南伝，至元４年(1267) ９月

未幾，復下詔諭以六事：一，君長親朝；二，子弟入質；三，編民數；四，出軍役；五，輸納税賦；六，仍置達魯花赤統治之．

A３：『世界征服者史 (*Tārīḫ-i Ǧahāngušā*)』[TǦ / Q I, 25; TǦ / Boyle, pp. 33-34; 川本 2000, p. 40]

諸地域と人民が彼ら（モンゴル）の支配下に入ると，（軍制と）同じ確立された慣行により，人口調査 (šumār) を行ない，全ての人々を十・百・千単位に分け【⑤】，正税 (māl)【③】以外に軍役 (laškar)【②】・駅站 (yām < mo. jam)【④】・臨時経費 (iḫrāǧāt)・糧秣 ('ulūfāt)【③】を出させた．これらの重荷の上にさらにクプチル (qūbǧūrī ~ uig. qupčïr < mo. qubčir) 税を課した．

A４：カルピニ (Johannes de Plano Carpini, 1180?-1252)『モンゴル人の歴史 (*Historia Mongalorum*)』第７章［護 1965, pp. 48-52］.

もし出来たらあらゆる民族を従属させるべし，というチンギス=カンの命令がありますので，タルタル人は自分たちに降伏する者以外とは決して講和いたしません．タルタル人は，それらの民族に対して次の要求をいたします．すなわち，まず，タルタル人がそれを望むなら，彼らはタルタル軍に入って，タルタル人と共に他の如何なる民族に向っても出軍せねばならぬ【②】．第二に，彼らは，財産のみならず人間をも，あらゆるものの10分の１を引き渡さねばならぬ，というのです【③】．……タルタル人はまた，使いを出して諸国の支配者を呼び寄せ，一刻の猶予もなくタルタル人のところへ来るように命じます【⑦】．……タルタル人は，帰国させてやった者たちからは，その息子または兄弟を送るよう強要して，それ以後，決してこれらを釈放いたしません【①】．……タルタル人は，その帰国させてやった者の国々に，タルタル人自身のバスタキ(2)つまり長官を置きます．するとその国の支配者は，他の民衆と同様に，この長官の命令に従わねばなりません．どこかの都市または国の人々がこれらバスタキの望むことを実行せぬと，バスタキは彼らをタルタル人に対して忠実でないというかどで責め立てます【⑥】．

史料Ａ１で第５代皇帝クビライ (Qubilai, r. 1260-94) が①～⑥の諸義務を「太祖成吉思 (Činggis) 皇帝制度」と呼んでいることは，この支配原則がチンギス時代に定められたことを推測させる［cf. Allsen 1983, p. 261］．これらのうち，税役制度と密接に関わる③税糧・軍糧の納入，⑤戸籍調査，⑥ダルガの設置が，モンゴル時代のウイグリスタンにおいてどの程度まで履行されたかを以下に検証する．

まず⑥ダルガの設置は，上記７項目の義務のうち②軍事活動への協力，③税糧の納入，④駅伝設置，⑤戸籍調査を履行・実施させる上での関鍵となり，いわばモンゴル支配のかなめである［cf. Barthold, *Turkestan*, p. 401; Allsen 1983, p. 261］．ウイグリスタン地域でも，ビシュバリク（Biš-balïq > chin. 別失八里～別十八里）・独山城・坤闐などの諸城市には，チンギスおよび第２代皇帝オゴデイ（Ögödei, r. 1229-41）時代，すでにダルガが派遣されていた（『元史』巻150，石抹也先伝；同巻124，哈剌亦哈赤北魯伝；同巻134，昔班伝）．さらにウイグル語出土文書に目を転じれば，オゴデイ10年戊戌 (1238) に

(2)　バスタキは mo. daruγa に相当する tü. basqaq の訛音である［護 1965, p. 106］.

年代比定される契約文書 SUK Ad01 (= URD No. 3, line 13v) には ambï balïq ṭaruγa-larïnga 「アムビ城のダルガたちに」という記載がみえる．このアムビ城 (Ambï-balïq) はトゥルファンの西35里に位置する俺石 (> uig. yämši) の南の俺鼻城に比定される［梅村 1977a, pp. 013-014; SUK 2, p. 117］．また SUK Mi03 (= USp 116, line 16) には lükčüng ṭaruγa 「リュクチュングのダルガ」が現われる．Mi03 はいわゆるイネチ (Inäči) 文書の１つで13世紀中に比定され［梅村 1977a, pp. 019-022］，リュクチュング（ルクチュン，柳中～呂中）は唐代以来のトゥルファン盆地の主要城市の１つである．これらウイグリスタン内のダルガたちが徴税を任務としたことはほぼ確実である(3)．現に14世紀初頭以降のチャガタイ=ウルス支配期においても，チャガタイ家当主エルジギデイ (Eljigidei, r. 1327-30) 時代にウイグリスタンの冬都高昌 (> uig. Qočo) に派遣されたダルガがカラン税 (qalan) の賦課・免除を決定していたことが，ウイグル語免税請願書 U 5282 (lines 23-24: Arat 1937) から知られる(4)．

次に，ウイグリスタンでの③税糧・軍糧の納入と⑤戸籍調査に関わる編纂史料中の記事を検討する．オゴデイ時代，モンゴル帝国は征服地を漢地 (tü. Qïtay > pers. Ḫitāy)・中央アジア・イランの３方面に区画し，漢籍では「行尚書省」と称される統治機関を設けた．この３分割統治体制は，第３代皇帝グユク (Güyüg, r. 1246-48) 時代を経て第４代皇帝モンケ (Möngke, r. 1251-59) 時代にも引き継がれた．以下の史料Ｂ・Ｃは，このオゴデイ・モンケ期の３分割統治体制に関するものである [cf. 佐口 1943, pp. 27-29; 前田 1945 = 前田 1973, pp. 156-157; 安部 1955, pp. 44-51; 本田 1967 = 本田 1991, pp. 101-103; Allsen 1983, p. 262].

Ｂ：『集史』オゴデイ紀 [ĞT / TS, 155a; ĞT / RM I, 705]

［オゴデイ=］カーン (qān < mo. qaγan) は漢地の全州 (mamālik-i Ḫitāy) を宰相マフムード=ヤラヴァチ (Maḥmūd Yalavāǧ) に委任した (tūšāmīšī farmūda būd)．そしてウイグリスタン地域 (vilāyat-i Ūyġūristān) であるビシュバリク (Bīš-bālīq < Biš-balïq) と高昌 (Qarā Ḫūǧū < Qara Qočo)，コータン (Ḫutan)，カシュガル (Kāšġar)，アルマリク (Almālīq < Almalïγ)，カヤリク (Qayālīq < Qayalïγ)，サマルカンド，ブハラから，ジャイフーン［河］の岸まで［の地域］を，ヤラヴァチの息子マスード=ベグ (Mas'ūd-Beg) に［委任し］，またホラーサーンからルームとディヤルバクルの境 (sarḥad) まで［の地域］をアミール=コルクズ (Kūrkūz < Körküz) に［委任した］．そしてこの全地域の徴収された税 (amvāl) の全ては国庫 (ḫazāna) に送られていた．

Ｃ：『世界征服者史』 [TĞ / Q III, 72-73; TĞ / Boyle, pp. 596-597]

［モンケは］諸税の査定 (taqrīr-i amvāl) と人々の名前の登録のために，知事 (ḥākimān)・軍政官

---

(3) 以上，佐口 [1943, pp. 24-26]，安部 [1955, pp. 32-34]，梅村 [1977b, pp. 016-017]，Allsen [1983, p. 252] の所論も参照．ただし，佐口・安部・Allsen が引用するウイグル文書中の用例は Radloff [USp] の誤読を踏襲しており，また梅村の解読案も SUK 2 によって修正されているので注意を要する．

(4) 本処のエルジギデイ Eljigidei (~ uig. Ilčigidäy) は語頭部分が脱落しており，これを Radloff は Ögädäy (~ Ögödei) と誤読した (USp 22)．この誤読は，つとに Arat [1937] によって訂正されたにもかかわらず，多くの研究者は Radloff の解読を無批判に受け容れ，オゴデイ時代の状況に関連する記事として引用している [Clark 1975a, n. 9]．なお Clark が列挙する以外に，佐口 [1943]，安部 [1955, pp. 33-34]，梅村 [1977a, p. 013]，Allsen [1983, p. 252] もこの USp の誤訳に基づいて議論しており，いずれも訂正を要する．

(šaḥnagān) ・書記たち (kataba) を任命した．第５気候帯の起点であるアム河の岸から第１気候帯にあたる漢地 (Ḫitāy) の最遠点に至るまでの東方諸国を，大宰相 (ṣāḥib-i mu'aẓẓam) のマフムード=ヤラヴァチとその真の相続者マスード=ベグとに従前通り委任した．……マーワラーアンナフル，トルキスタン (Turkistān)，オトラル，ウイグル諸都市 (bilād-i Uyġūr)，コータン (Ḫutan)，カシュガル (Kāšġar)，ジャンド，ホラズム，フェルガナはマスード=ベグに［委任した］．

史料Ｃは，中央アジア統治機関「ビシュバリク等処行尚書省」の成立を伝える『元史』巻３，憲宗本紀の「元年(1251)夏六月……以訥懐 (Noqai)・塔剌海 (Talaqai)・麻速忽 (Mas'ūd (-Beg)) 等充別失八里 (Biš-balïq) 等處行尚書省事，暗都剌 (Abdullāh)・兀魯・阿合馬 (Aḥmad)・也的沙 (Yiti-šāh?) 佐之」に対応する．また『集史』モンケ紀にも史料Ｃとほぼ同内容の記事がみえ，そこではマスード=ベグの担当地域が「トルキスタン諸都市 (bilād-i Turkistān)，マーワラーアンナフル，ウイグル諸都市 (bilād-i Ūyġūr)，フェルガナ，ホラズム」と言い換えられている [ĞT / RM II, 842-843]．以上の史料Ｂ・Ｃおよび関連する『集史』記事からは，オゴデイ時代からモンケ時代にかけて，ウイグリスタンがマスード=ベグの徴税・戸籍調査担当地域に含まれ，また徴収された税がモンゴル中央政府の国庫へ送られたことが確認できる．

さらに次の史料Ｄ・Ｅ・Ｆも，オゴデイ・モンケ時代のウイグリスタンでの税役制度の実態をうかがわせる．

Ｄ：『通制條格』巻２，戸令・戸例

回回・畏吾兒戸，欽奉先帝聖旨：「不揀甚麼人底民戸，州城内去了的人，只那住的地面内，和那本處民戸，差發・鋪馬・祗應一體當者．那根脚千戸・百戸内有的渾家・大小人口每，千戸・百戸内也教依舊體例内當差發者」仰収係科差．如回回戸内，有新簽出軍戸數，至日開除．

Ｅ：『元典章』巻17，戸部３，戸計・籍冊・戸口條畫

回回・畏吾児戸，欽奉先帝聖旨：「不揀甚麼人底民戸，州城裏去了的人，只那住的地面裏，和那本処民戸，差發・鋪馬・祗應一般當者．那根脚千戸・百戸裏有底渾家・孩兒人口每，千戸・百戸裏也教依舊体例裏當差發者」仰収係科差．如回回戸内，有新僉出軍戸数，至日開除．

Ｆ：王惲『秋澗先生大全文集』巻88，烏蠻筆補，爲在都回回戸不納差税事状

切見，中都親管民戸，每歲供給和買夫役一切等事，比之他路，實爲繁重．今體察到，本路回回人戸，自壬子年元籍并中統四年續抄計二千九百五十三戸，於内多係富商大賈勢要兼并之家．其賈販營運百色，侵奪民利，並無分毫差役．照得，欽奉先帝聖旨節該：「斡脱做買賣畏吾兒・木速児蠻回回，交本住處千戸・百戸裏去者．若稱有田産物業不去呵，已前聖旨體例裏，見住處不揀大小差發鋪馬祗應，與民戸一體當者」．欽此．合無照依累降聖旨處分事意，取會見數，分豁定奪驗實有氣力，與民一體當差．庶得協濟貧乏，不致窠損．據此．合行糾呈施行．

ほぼ同文の史料Ｄ・Ｅは，至元８年(1271)３月の戸口調査に際して頒行された条画（條画）の一部

である（『元史』世祖本紀「命尚書省，閲實天下戸口，頒条畫諭天下」）．また史料Ｆは著者王惲が監察御史に在任していた至元５～９年(1268～72)間の上言である．つまり史料Ｄ・Ｅ・Ｆは共通してクビライ時代初期に属するものであり，引用される「先帝聖旨」とはモンケ発行の聖旨となる．このモンケ聖旨はＤ・ＥとＦとでは若干文面が異なるが，「根脚 (< mo. ujaγur)；本住處」つまり本籍地・本貫地から離れ，あるいはオルトク（tü. ortoq > pers. urtāq ~ chin. 斡脱）すなわちモンゴルの御用商人として商業活動を行なうウイグル（畏吾兒）・ムスリム（回回・木速児蠻 (< pers. musulmān) 回回）[5]が本籍地・移住先双方で税役を負担していないことを問題視し，彼らの戸籍登録と税役負担原則を定めるという内容は共通しており，本来は同一のモンゴル語聖旨を漢訳・引用したものと考えられる．

このモンケ聖旨にみえるウイグル・ムスリムの税役負担原則とは，①漢地への移住者は本籍地の千戸・百戸に帰還する，②本貫地に帰還しない場合は移住先で差発・鋪馬・祗応を負担する，③本籍地の千戸・百戸に残留している彼らの妻子はそのまま本籍地で差発を負担する，という３点にまとめられる．そして，この原則は「舊體例；已前聖旨體例」に依拠したものという．すなわち，ウイグル人の「根脚・本住處」＝ウイグリスタンでは，住民が「千戸・百戸」に編成され恒常的に「差發」つまり税役を負担することがモンケ以前に制度化されており，この原則がモンケ時代にも再確認されたのである．これは，モンゴル支配地域の住民が十・百・千単位に分けられて種々の税を課されたという前掲史料Ａ３，オゴデイ時代にウイグリスタンで徴税が実施されたという史料Ｂ，さらにモンケ即位後ふたたびマスード=ベグにウイグリスタンでの「諸税の査定と人々の名前の登録」を担当させたという史料Ｃと，明らかに照応する．

ところで，史料Ｄ・Ｅはクビライ至元８年(1271)に公布された条画の一部であるから，ウイグル住民の税役制度に関するモンケ時代の政策はクビライ時代にも継承されたこととなる．さらに，クビライ時代のウイグリスタンの税役制度に関する記事を『元史』世祖本紀から列挙する．

Ｇ：（至元16年(1279) ５月）命於畏吾界内計畝輸税．

Ｈ：（至元17年(1280) ２月）合剌所部和州等城爲叛兵所掠．賜鈔給之，仍免其民差役三年．

Ｉ：（同上７月）以禿古滅軍劫食火拙畏吾城禾，民饑，命官給驛馬之費，仍免其賦税三年．

史料Ｇは「畏吾 (Uyγur) 界」つまりウイグリスタンにおける検地の実施と，その結果に基づいて納税額が決定されたことを伝える．史料Ｉのトゥグメ (chin. 禿古滅 < mo. Tügme) はグユクの子あるいは孫であり [cf. 松田 1996, pp. 24, 35]，クビライに敵対するカイドゥ (Qaidu)・ドゥア (Du'a) 勢力に属していた．史料Ｈの「合剌所部和州」はおそらく「合剌和州 (< Qara-Qočo)」の誤りであり，史料Ｉの

(5) 史料Ｆ当該部分の解釈については安部 [1955, 終章, pp. 11-12]・森安 [1997a, p. 36] に従う．モンゴル時代の漢籍史料中の「回回」には，①ウイグル人（その大多数は仏教徒），②中央アジアのテュルク系住民，③中央アジア住民一般，④いわゆる色目人（中央アジア・西アジア出身者），⑤ムスリム一般，の５通りの用例があり，状況をふまえて解釈する必要がある［森安 1997b, p. 1231］．ただしクビライ時代以降の用例については⑤ムスリムと考えてまず大過ない．

「火拙畏吾 (< Qočo-Uyγur) 城」と同じく高昌をさすと思われる．つまり史料H・Iは，カイドゥ勢力の攻撃により疲弊した高昌の「差役・賦税」を3年間減免することを元政府が決定したことを伝えるものであるが[6]，これを換言すれば，ウイグリスタンの中心都市高昌の住民には年単位で税役が賦課されており，その免除はモンゴル政府により決定・承認されていたことになる．

この他，元貞元年(1295)閏4月の第6代皇帝テムル (Temür, r. 1294-1307) 聖旨に付随する条画（『元典章』巻24・戸部10・租税，僧道租税体例）もウイグリスタンにおける税役の存在を示す．

J：西番 (Töbüd)・漢児・畏兀児 (Uyγur)・雲南田地裏和尚・也里可温 (erke'ün)・先生・答失蛮 (dašman < pers. dānišmand)，擬自元貞元年正月以前，應有已未納地税地土，尽行除免税石．今後續置或影占地土，依例随地征税．

この条画は仏教・ネストリウス派キリスト教・道教・イスラームなどの諸教団が所有する田地に対する免税・課税措置を述べたものである．この条画が対象とする宗教教団は「チベット（西番）・漢人・ウイグル（畏兀児）・雲南の各地」所在と明記される．換言すれば，元政府は13世紀末のウイグリスタンの宗教教団についても地税を賦課していたことが明らかとなる．

以上の編纂史料中の情報を総括すれば，モンゴルに投降して以後のウイグル王国領＝ウイグリスタンでは，13世紀を通じて，モンゴル政権から派遣されたダルガなどの行政官の監督のもとで戸籍調査・検地が行なわれ，住民が原則的に十進法的住民組織（千戸・百戸）に編成され，漢文史料中では「差發；差役；賦税」と呼ばれる種々の税役が賦課されたことが確認できる．14世紀前半以降のチャガタイ=ウルス支配時代［松井 1998b, pp. 9-10］については編纂史料中に徴すべき情報がみられない．しかし，さきに言及したウイグル語免税請願書 U 5282 (lines 23-24: Arat 1937) からはチャガタイ=ウルスから派遣されたダルガや使臣 (ilči) たちがウイグリスタンでの徴税活動を行なっていたことが知られる．また次節で紹介するように，チャガタイ=ウルス発行のモンゴル語文書 (BTT XVI, Nrn. 68, 69) にも種々の「税目」がみえる．従って，ウイグリスタンには13～14世紀のモンゴル支配時代を通じて税役制度が存在したことを前提とし，その具体相を出土文書に依拠して考察することは妥当であろう．

（2）出土文書にみえる税目名称

モンゴル時代に属するウイグル文書やモンゴル語文書には，税役をさす術語が多数登場する．以下に，管見の税目名称を在証 (attest) される文書とあわせて列挙する[7]．

alba(n)「アルバ（ン）税」(U 5282 = Arat 1937; BTT XVI, Nrn. 68, 69)

amasar「アマサル税」(BTT XVI, Nr. 68)

birim, birim alïm ~ alïm birim「租税」(SUK RH05, RH07, RH08, RH10, RH11; U 5317 = Zieme 1981b, Text A; U 5665v = 本稿 **Text G**)

---

(6) あるいは同一事件が誤って2カ所に記された可能性もある．

(7) ウイグル文書の時代判定の指標と SUK 所収文書の時代判定については森安 [1994, pp. 63-83] を参照．ただし，U 5317 (= Zieme 1981, Text A) はモンゴル期以前に遡る可能性もある [cf. 松井 1998a, n. 12].

basïγ 「バシグ税」(SUK Mi05, Mi07, Mi20; U 5317 = Zieme 1981b, Text A; U 5296 = USp 25; SUK Sa09, cf. 本稿第 3 章)

birt 「ビルト税」(SUK Mi02)

birt böz 「税棉布」(U 5317 = Zieme 1981b, Text A; USp 33 = Raschmann 1995, Nr. 82)

borluq aγïz 「ブドウ園アギズ税」(SUK Mi20; cf. U 5324 = 松井 1998b, Text 14)

irt birt 「イルト=ビルト税」(SUK Sa06, Sa07, RH01; U 5317 = Zieme 1981b, Text A)

iš küč (~ mo. küč auγa) 「力役・夫役」(U 5317 = Zieme 1981b, Text A; BTT XVI, Nr. 68)

käpäz 「棉花税」(SUK Mi20)

käzig 「番役」(U 5300, U 5325, Ot. Ry.8127, Istanbul No.12, U 5303, U 5316, U 5297 = 松井 1998b, Texts 1, 3, 7, 8, 9, 10, 12; SI Kr IV 604, U 5665r = 松井 1998a, 文書Ⅶ, Ⅷ; U 5314, Ch/U 7460, Ch/U 6986v, U 5665v = 本稿 **Texts C, E, F, G**)

(mo.) kereg 「ケレグ税」(BTT XVI, Nr. 68)

(mo.) qaγalγa 「カガルガ税」(BTT XVI, Nr. 69)

qalan 「カラン税」(SUK RH04, RH12, Mi05, Mi19, Mi20; U 5282 = Arat 1937; U 5305, cf. Arat 1937, p. 107, n. 1; U 5330 = USp 77; USp 33, 38 = Raschmann 1995, Nrn. 82, 81)

qap 「皮袋税」(U 5317 = Zieme 1981b, Text A)

qapïγ ~ qapï 「カピ(グ)税」(SUK Mi20; U 5305, cf. Arat 1937, p. 107, n. 1)

qavït 「カヴィト税」(SUK RH04, Mi20; U 5305, cf. Arat 1937, p. 107, n. 1)

qavlalïq aγïz 「菜園アギズ税」(SUK Mi20)

(mo.) qismad 「キスマド税」(BTT XVI, Nrn. 68, 69)

qodγu 「コドグ税」(SUK Mi20)

qupčïr (~ qïpčur < mo. qubčir) 「クプチル税」(USp 53.1 = 松井 1998a, 文書Ⅸ; USp 53.2-4; USp 54; U 5331 = 多魯坤・梅村・森安 1990, p. 24; U 6189 = Raschmann 1995, Nr. 137; U 5327 = USp 9)

salïγ 「サリグ税」(SUK Mi20; U 5296 = USp 25; BTT XVI, Nrn. 68, 69; SUK Sa09, cf. 本稿第 3 章)

(mo.) taγar 「タガル税」(BTT XVI, Nr. 68)

tamγa kümüš 「タムガ（税）銀」(MIK III 50 = 多魯坤・梅村・森安 1990, pp. 22-24)

tarïγ 「主穀税」(SUK Mi20)

tarïγ aγïz 「主穀アギズ税」(K 7719 = 松井 1998b, Text 2)

tintsui (uig. < chin.) 「田租」(U 5317 = Zieme 1981b, Text A)

tütün 「トゥトゥン税」(SUK Mi20; U 5305 = USp 21; U 5317 = Zieme 1981b, Text A; U 5299 = Raschmann 1995, Nr. 25; USp 33 = Raschmann 1995, Nr. 82; U 5309, U 5291 = 松井 1998b, Texts 5, 6; U 5284, Ch/U 6986 = 本稿 **Texts B, F**)

uluγ birim 「大税」(RH05, RH06; U 5317 = Zieme 1981b, Text A)

umdu 「ウムドゥ税」(SUK Mi20)

(mo.) ünin 「ウニン税」(BTT XVI, Nr. 69)

yasaq < mo. jasaγ 「ヤサグ（ジャサグ）税」(U 5282 = Arat 1937; Ch/U 6986 = 本稿 **Text F**; BTT XVI, Nrn. 68, 69)

これらの税目名称については，近年 Raschmann [1992] が包括的な検討を加えている．本処では，単語の転写形式などに若干の訂正を加え，明らかに税目と考えられるもののみをとりあげた(8)．

もちろん，これらの税役の全てが，ウイグリスタン全住民に対して常時賦課されていたわけではないと思われる．上述の税目名称の中には，人頭税・土地税の区別や，人間集団（例えば居住するオアシス城市，ないしは僧俗の別）の相違による税の有無，財産・丁数による負担の差，さらには制度自体の変遷・改廃があったと推測される．また，同一の税に複数の呼称が与えられている場合もあり得る．例えば，トゥトゥン税 (uig. tütün) とウニン税 (mo. ünin) とは，いずれも原義は「煙」であり，おそらく同一の税と考えられる［松川 1995, p. 116］．どちらも「門」を原義とするカピグ税 (uig. qapïγ) とカガルガ税 (mo. qaγalγa) も同様であろう．ブドウ園アギズ税 (borluq aγïz)，菜園アギズ税 (qavlalïq aγïz) に共通する uig. aγïz は「口」の意であるが，これも同じくモンゴル語で「口」を意味するアマサル税 (mo. amasar) との関係が予想される [Raschmann 1992, p. 157; 松井 1998b, 語註 2r4]．さらに，ある税目が他の複数の税目の総称であることも考えられる．例えば BTT XVI, Nr. 68 (line 13-14) における税役賦課禁止文言では，アルバン税・ジャサグ税が，ケレグ税・タガル税・キスマド税・サリグ税・アマサル税を包括する総称として用いられる [Raschmann 1992, p. 156]．すなわち，上に列挙した税目名称の実態は未解明の点が多く残っており，個別具体的に精査することは今後の課題である．

しかし，これらの税目名称の多くは，土地や人身などの売買物件・賃貸物件に賦課されるものとしてその負担を事前に契約文書中に設定し［山田 IV, pp. 152-154, 200; Zieme 1980, pp. 219-220］，あるいは公的支配権力(9)が発行する特許状により免除される対象として言及される [Zieme 1981, Text A; BTT XVI, Nrn. 68, 69]．これは，換言すれば，モンゴル時代ウイグリスタンの公権力や住民がこれらの税目を恒常的に賦課されるいわば「正税・正役」と一般に認識していたことを示すものと考えられる．

2．ウイグル文供出命令文書の書式と機能

ウイグル語世俗文書中には，公権力による物件（金銭，人的労働力をも含む）の供出を命じる行政命令文書，すなわち供出命令文書が含まれる．公権力による物件の徴発とは，換言すれば税役の一形態に他ならない．従って，これらのウイグル文供出命令文書は，モンゴル時代ウイグリスタン税役制度の考察に際して重要な史料となり得る．本章では供出命令文書の書式とその特徴を検討することにより，前章にみたようなウイグリスタンの「正税・正役」と供出命令文書との関係を考察する．

（1）ウイグル文供出命令文書の書式

すでに筆者は，供出命令文書に共通する書式として，冒頭の(1)十二支獣紀年・月日，続いて(2)物件供出の理由・目的，(3)供出物件とその数量，(4)供出負担者，末尾の(5)命令文言，の５項目を指摘する

---

(8) Raschmann [1992, p. 159; 1995, pp. 73-76] が想定するカン税 (qan ~ xan)・駅伝馬税 (mo. ulaγa) は，単に税の納入先としてのカン＝君主または行政府（「お上」）[cf. 松井 1998b, 語註 2r3a] や，往来する使臣のために不時に徴発される駅伝馬そのものをさすと思われる．また，BTT XVI, Nr. 69 でも，寺院が免税特権を受けた税目として列挙されるアルバ（ン）税・ジャサク税・キスマド税・サリグ税・ウニン税・カガルガ税と並んで ulaγa「駅伝馬」，šügüsü「糧食」がみえるが，これも税目というよりは現物そのものをさすものであろう．

(9) モンゴル時代ウイグリスタンの公権力者層については梅村 [1977b] の所論を参照．

とともに，物件供出によりクプチル税や番役（uig. käzig. 輪番制の徭役）などの「正税・正役」を代納する機能を明らかにした［松井 1998a, p. 032］．続いて計15件の「クトルグ印文書」を対象として，「正税・正役」代納以外の供出命令文書についてもその書式を検討した［松井 1998b, pp. 11-13］．

以上の筆者の検討成果に基づき，本節では，モンゴル期に属する供出命令文書の書式を「正税・正役」と直接には関係しない物件供出を命じる「物件供出単独型」と「正税・正役代納型」とに二大別して，それぞれの具体例を検討する．筆者は現在までに計61件の供出命令文書の存在を確認しているが，本稿ではその全てについて分析を行なう余裕はない．そこで以下には既発表の供出命令文書を中心とし，和訳を記載項目ごとに分解して提示する．丸数字は原テキストの行数を示す．

（A）物件供出単独型

梅村 1981, I（一部を修正）：馬料供出命令

①牛年第十一月初（旬の）九日に．……(1)年月日
②インドゥ使臣の中行馬(10)に③与えるべき……(2)供出目的
20束の草・２袋の麦ワラ［のうち］……供出物件の総量
④ビュケン=シェリが　……(4)供出負担者
10束の草を　……(3)供出物件と数量
供出せよ．……(5)命令文言

U 5285 = 本稿 Text A：食用馬・短行馬供出命令

①牛年閹戌月（＝第十二月）初（旬の）一日に．……(1)年月日
②トゥンギュル使臣への　……(2)供出目的A
３③日分の１（頭の）食用馬を，……(3)供出物件と数量A
（また）
④ベグたちのリュクチュングへ⑤伝令に行くものたちへの　……(2)供出目的B
騎⑥行用の２（頭の）短行馬，……供出物件（総量）B
また
⑦キディル使臣への，　……(2)供出目的C
リュクチュングへの⑧騎行用の１（頭の）短行⑨馬のうち，……供出物件（総量）C
下等のカビが　……(4)供出負担者
１頭の短行⑩馬を　……(3)供出物件と数量D
カラ師に供出せよ．……(5)命令文言

---

(10) 原文は ṭüli at．梅村［1981, p. 58 & n. 9］は ṭüli を mo. düli "milieu, moitié, midi, minuit; half, middle" [Kowalewski III, p. 1917] に関連させて「通常馬」と訳した．しかしモンゴル時代のウイグリスタンには uzun ulaγ「長行馬」，qïsγa ulaγ「短行馬」という交通制度が存在した［松井 1998a, pp. 044-045; 本稿 Text A, 語註 A6］．そこで筆者は ṭüli at を「中行馬」と訳し，「長行馬」よりも短く「短行馬」よりも長い距離を移動するための馬匹と考える．大英図書館所蔵のトヨク遺跡出土モンゴル語文書 Or. 12452 (E) 1 (lines 4-5, 9-10, 14) にも dülitü temegen「中行用ラクダ」(mo. dülitü "moyen, mitoyen, du milieu; middle, mean, half": Kowalewski III, p. 1918; Lessing, p. 281) という術語がみえる．ただし管見の漢文史料に「中行馬」という術語は見出せていない．

K 7719 = 松井 1998b, Text 2：麺粉供出命令

①鶏年第十一月②十日に．……(1)年月日
③カンに送るべき麺粉のうち，……(2)供出目的
下等のヤピグ④の主穀アギズ税以外に，……額外賦課記載
⑤ウヤル=クトルグ=テミュルが３⑥升，……(4)供出負担者，(3)供出物件の数量
カリンパ=ラマがそのオルトクと共に⑦５升，……(同上)
ブヤン=タシュがそのオルトク⑧と共に５升，……(同上)
ブヤントゥが２⑨升，……(同上)
チン=テミュル=シラが４⑩升，……(同上)
タシュ=トレクがそのオルトクと⑪共に６升，……(同上)
ブダシン=ブカが⑫そのオルトクと共に3.5升，……(同上)
⑬イドゥラ=トゥルミシュ=カヤがそのオルトク⑭と共に６升，……(同上)
クヴラグ=クリ=⑮ブカがそのオルトクと共に
７⑯升の麺粉を……(4)供出負担者，(3)供出物件と数量
あわせて供出せよ．……(5)命令文言
⑰アジュン=シラがそのオルトクと共に
⑱10升の麺粉を……(4)供出負担者，(3)供出物件と数量
あわせて⑲供出せよ．……(5)命令文言
これらの麺粉を，タシュがあわせて⑳取る（＝集める）ことになった．……補記

（B）正税・正役代納型

USp 53.1（= 松井 1998a, 文書IX）：駅伝馬供出によるクプチル税 (qupčïr) 代納命令

①羊年第七月②二十日に．……(1)年月日
前鋒軍③から馬を取りに来る
④アタイ=トグリルとコシャング⑤への……(2)供出目的
城市での騎乗用の⑥２（頭の）馬のうち，……供出物件（総量）
バチャク=タン⑦の百（戸）内のボルミシュ=タンが……(4)供出負担者
⑧１（頭の）駅伝馬を……(3)供出物件と数量
供出して，⑨２日間供出して３銭の⑩銀のクプチル税に⑪充当せよ．……(5)命令文言

U 5303 (= 松井 1998b, Text 9)：ブドウ酒供出による番役 (käzig) 代納命令

①鼠年戒月（＝第十二月）初（旬の）②六日に．……(1)年月日
エル=ブカ使臣に③コルシュ税とともに与えるべき……(2)供出目的
１カプの④ブドウ酒を，……(3)供出物件と数量
下等のサリグ戸が……(4)供出負担者
⑤供出して，第９番役⑥に充当せよ．……(5)命令文言

U 5284 = 本稿 Text B：肉・ブドウ酒供出によるトゥトゥン (tütün) 税代納命令

①牛年戒月（＝第十二月）二十二日に. ..... (1)年月日
②ブヤン=テミュ使臣の侍従③たちに番役食糧として与えるべき ..... (2)供出目的
1つの④清浄な肉と5［テムビ］ンのブドウ酒を, ... (3)供出物件と数量
トゥトゥン税の⑤額に充当して, ... ※命令文言（代納命令）
テルビシュ=カヤが ..... (4)供出負担者
⑥供出せよ. ..... (5)命令文言

U 5314 = 本稿 Text C：馬匹供出による番役代納命令

①兎年第十月十四日に. ..... (1)年月日
②アビシュカ, バラ=トンガ（の）使臣たちへの, ... (2)供出目的
キシルに③［行くべき］4（頭の）馬のうち, ... 供出物件（総量）
スヴァスディ戸が ..... (4)供出負担者
④1（頭の）馬を ..... (3)供出物件と数量
第1番役（として）供出し, ⑤リュクチュング・
トゥルファン（行き）の馬に充当せよ. ..... (5)命令文言

以上, 記載項目を分解して検討すると, 「物件供出単独型」・「正税・正役代納型」の両者とも, 冒頭に(1)十二支獣紀年・月日が記され, 次に(2)物件供出の目的・理由, (3)供出物件とその数量, (4)供出負担者が, 場合によっては順序を変えつつ記され, 最後に(5)命令文言が記されるという原則的書式を有することが確認される. また, クトルグ印文書［松井 1998b］や U 5285, U 5284 (= 本稿 **Texts A, B**) のように, 同一の公権力者集団が発行した文書群中に「物件供出単独型」と「正税・正役代納型」の双方が含まれること, さらに1件の文書に「物件供出単独型」の命令文言と「正税・正役代納型」のそれとが併存する例 (U 5665r = 松井 1998a, 文書Ⅷ; U 5297 = 松井 1998b, Text 12) もあることは, ウイグル文供出命令文書の本質的な機能はあくまでも物件の供出命令にあり, 物件の供出が「正税・正役」に代納されるか否かは二次的な相違であることを示している.

さらに, 上掲の K 7719 (= 松井 1998b, Text 2) では, 複数の供出負担者に対して個別に異なる額の負担が命じられる. 同様の例は U 5309, U 5291 (= 松井 1998b, Texts 5, 6), USp 122, USp 123 (cf. 梅村 1987, p. 109) にもみられる. この事実は, モンゴル時代ウイグリスタンの公権力は, 物件徴発およびそれによる「正税・正役」への代納を命じるにあたり, 供出負担者の負担能力を相当に詳細に検討した上で賦課を決定していたことを示す.

（2）ウイグル文供出命令文書の機能

ところで, ウイグル文供出命令文書の物件供出先として最も多く現れるのは, 使臣 (ilči) やベグ＝官吏 (bäg) などの公権力者である. これらの使臣・ベグについては, 文書が破損・缺落して確認できない場合を除き, その多くは個人名まで明記される. 逆に使臣名また個人名が明記されない場合でも, その派遣先ないし派遣元が明記される (e.g., U 5285 = 本稿 **Texts A**, lines 4-5; U 5315 = ETHV, p. 77, pl.

9.VI). 特に前掲の USp 53.1 (= 松井 1998a, 文書IX) および USp 53.2-4 では，駅伝制度を利用する公権力者の人名・派遣元・派遣先・任務，さらには馬匹の用途までが，きわめて詳細に記される．また，前掲の梅村 1981-I では，供出物件の総量を記す際に，実際の供出物件「10束の草」とは関係ない「2袋の麦ワラ」までが言及されている． U 5314 = 本稿 **Text C** でも，実際の供出物件である馬 1 頭に対し，わざわざ必要な馬の総数を「4頭」と明記している．

通観すると，ウイグル文供出命令文書全体に共通する特徴として，物件の供出先となる人名やその任務，さらには供出物件の用途や，場合によっては実際の負担額以外の必要総額などが，きわめて具体的かつ詳細に記されることがあげられる．なにゆえ，ここまで詳細に物件供出の目的・理由を明記する必要があったのかが，疑問として浮上する．この疑問を解決するため，筆者は，同時代のモンゴル公権力による税糧納入命令文書との比較検討を行ないたい．

まず USp 54 文書をとりあげる．この文書は 1898 年のロシアの В. И. Роборовский, Д. А. Клеменц の高昌故城調査によって将来されたもので，後述のようにクプチル税の納入命令である．この点で，供出命令文書の中でも前掲のクプチル税代納命令 (USp 53.1 = 松井 1998a, 文書IX; USp 53.2-4) と共通する側面をもつといえ，おそらく近接する時代・地域で作成されたと推測される．筆者は未だ原文書を確認する機会を得てないが，大阪大学に寄贈されている故山田信夫教授旧蔵の写真を参照できた．以下にテキスト・和訳を示す．

USp 54

1	čuba yïγmïš-a üy biš baqïr	チュバ=イグミシャ戸は5銭,
2	q[ ]ï toγrïl üy biš baqïr	····=トグリル戸は5銭,
3	*qïr* čäčäk üy biš baqïr	キル=チェチェク戸は5銭,
4	yïγmïš taz üy biš baqïr	イグミシュ=タズ戸は5銭,
5	yägänčük üy biš baqïr	イェゲンチュク戸は5銭,
6	tämir äsänä üy biš baqïr	テミル=エセネ戸は5銭,
7	irčük üy biš baqïr	イルチュク戸は5銭,
8	ïγ bäg üy biš baqïr	イグ=ベグ戸は5銭を
9	birip čuv alzun	差し出して領収証を受け取れ.
10	qupčïr-qa	クプチルとひきかえに.

先学のテキストからの大きな改正点は Lines 1-8 にみえる üy 「戸」である．これを Radloff / Malov [USp] は at 「馬」に人称語尾 +ï がついた atï と読み，その後の研究もこれに従ってきた [Тихонов 1966, pp. 76, 102; Intro., pp. 151, 453-454; Allsen 1983, pp. 263-264; 多魯坤・梅村・森安 1990, p. 21, n. 26; 李經緯 1996, pp. 192-193]. しかし，字形は U 5316, U 5297 (= 松井 1998b, Texts 10, 12), U 5314 (= 本稿 **Text C**) にみえる üy 「戸」と近似しており，訂正すべきである [cf. 松井 1998b, 語註 1r5]. また uig. baqïr は chin. 銭に対応する貨幣単位・重量単位で，銅銭100枚ないし銀 4 g 弱に相当する [前田 1944 = 前田 1973, p. 19; 森安 1997a, pp. 9-13]. Line 9 の čuv は chin. 抄に由来する「領収証」である [多魯坤・梅村・森安 1990, pp. 25-27]. すなわち，この USp 54 文書は，8戸の民戸に対して，各々5銭（銀 20 g

弱または銅銭500枚）をクプチル税として納入し，その領収証 (čuv) を受け取ることを命令するものとなる．写真で見る限り印鑑は見えないが，本文書の書式は契約文書や書簡類とは全く異なる．一方，納税者を üy「戸」で把握する点は供出命令文書 (e.g., 松井 1998b, Texts 1, 7, 8, 9, 10, 12; U 5314 = 本稿 **Text C**) と共通するので，本文書は公権力によって発行された行政文書と考えられる．

この USp 54 文書について注目すべきは，銀銭の納入理由が line 10 で「クプチル税として」とのみきわめて簡潔に記される点である．すなわち，同じくクプチル税の納入に関係するにもかかわらず，この USp 54 文書と，上掲の供出命令文書 USp 53.1 文書さらには USp 53.2-4 文書とでは，納入の目的を記す際の詳細さにおいて大きな相違が存在する．筆者は，この相違が， USp 54 文書での銀銭納入が「正税」としてのクプチル税納入であるのに対し， USp 53.1-4 の主目的は使臣やブドウ酒係に必要な馬匹の供出であり，それがクプチル税に充当＝代納されるのはあくまでも結果に過ぎないという，文書の機能的相違に由来すると推測する．

次に，中国内蒙古自治区阿拉善盟額済納旗に位置するカラホト（mo. Qara-qota; chin. 黒城～黒水城）遺跡出土，至正13年(1353)発行の元代漢文公文書 (HCW, p. 184 & pl. 36-1, F193:W13) をとりあげる．この文書は，税糧納入命令文書とそれに応じて納入された税糧の領収証＝領抄文書とが連貼されたもので，いまかりに税糧納入命令部分をA，領抄文書部分をBとする．A文書は line 10 の年月日部分に方印が捺され， lines 6-8 の納税者名・税糧額，および lines 11, 12 の書押を除いた以外の部分は印刷されている．なお line 11 にはウイグル字モンゴル語で üjeben「見た」(< v. üje-「見る」) と記される［松川 1995, p. 112］．以下， HCW の録文に若干の訂正を加えて提示する．ゴチック体は印刷部分を示す．

F193:W13

A1　**皇帝聖旨裏．亦集乃路總管府欽奉**
2　**聖旨節該：「蒙古漢児并人匠，不以是何諸色人等・富豪勢要之家，但種田**
3　**者依例徴納税粮」欽此．本路照依上年，計撥到合該税石．須要欽依**
4　**宣限送納開足．不致遥限．如遥，依例断罪．今，将本戸税粮開列于後．**
5　**初限十月終　　終限十二月終**
6　沙立渠佐薛丹一戸太不花，参頃柒拾畝，粮壹拾壹石壹斗
7　小麦柒石肆斗
8　大麦参石柒斗
9　**本人准此**
10　**至正十三年　月　日給**
11　官　üjeben　（押字）
12　官

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

B1　広積倉今収到太不花
2　**至正十三年粮壹拾壹石壹斗**
3　**小麦柒石肆斗**
4　**大麦参石柒斗**

5　　右給付本人准此

6　　至正十三年　月

7　　広積倉付使

［後　缺］

この文書でも，税糧の納入目的は，「およそ田をたがやす者は，きまりどおりに税粮を納めよ（但種田者依例徴納税粮）」というモンゴル皇帝の聖旨 (jarliγ) を引用するのみで (lines 2-3)，きわめて一般的・抽象的・簡潔に記される．この点は前掲の USp 54 文書と同様であり，ウイグル文供出命令文書で物件供出の理由・目的が詳述されるのとは大いに異なる．上述したように，税糧納入命令となるA文書は lines 6-8 の納税者名と税糧額のみを書き込めばよいように印刷されているから，この書式が元代の税糧納入命令の定型的書式であったことがうかがえる(11)．

以上の例から，モンゴル公権力が税役の負担を命じる場合，それが「正税・正役」の場合，その負担を命じる理由はきわめて抽象的にしか記されなかったと考えられる．税役を賦課されている側にとっても，正規の税役の負担は前提抜きで理解されていたことであろう．その反対に，ウイグル文供出命令文書で物件供出の目的・理由・用途が詳細に記されるのは，その物件供出が「正税・正役」ではない臨時税・非正規税であったためと筆者は考える．すなわち，供出命令文書による臨時・非正規の物件徴発と，本来負担すべき「正税・正役」との関係を供出負担者＝納税民に理解させるために，物件供出の目的・理由・用途を詳細に明示した，というのが筆者の考えである(12)．

3．ウイグル語出土文書からみた徴税システム　——十戸・百戸の役割——

第1章・第2章の考察の結果，モンゴル時代ウイグリスタンには，一般・恒常的に賦課される「正税・正役」と，供出命令文書により賦課される臨時税・非正規税とが存在していたことが判明した．本章では，これら種々の税役の徴収・負担のシステムについて考察する．

（1）正税・正役と十戸・百戸

ウイグル文契約文書には onluq, yüzlük (~ yu̧zlük) という術語が頻見する (SUK Sa09, Sa10, Sa15, Sa16, Sa26, Sa27, Sa28, Sa29, Lo22, Mi24)．Uig. on は「十，10」，yu̧z ~ yüz は「百，100」の意であり，-luq / -lük は「～用の，～のための；～に予定された，配分された」を意味する接尾辞である [OTWF, §2.77; 森安 1992, p. 47]．この onluq, yüzlük について Radloff [USp, p. 101] は "Zehnleute; Hundertleute"，Malov [DUD, p. 393] は "десятники; сотники" と訳すのみでその実態や性格については言及しなかった．護雅

(11) 後至元6年(1340)の紀年をもつStein将来のカラホト出土元代税糧納入命令文書(Maspero 1953, No. 500)も本文書と同じく納税者名・税額のみを書き込めばよいように印刷されている．ただし，納税理由に関わる文言が記されていたと思われる冒頭数行は缺落している．

(12) ただし，供出命令文書の供出目的を記す文脈にも，yulïγ「ユリグ税」(U 5291 = 松井 1998b, Text 6)，qoluš「コルシュ税」(U 5303 = 松井 1998b, Text 9)，käzig aš「番役食糧」(SI Kr IV 604 = 松井 1998a, 文書Ⅶ; U 5285 = 本稿 Text A) などの税目がみえる場合がある．しかし，これらの税目名称は，契約に際しての税役負担決定条項や免税特許状において賦課されるべき税目としては在証されていない．おそらく，これらの税目名称が「正税」ではなく臨時税の性格を有していたためであろう．

夫は「十人組；百人組」あるいは「十人のもの；百人のもの」と訳し，「近親・縁者」を意味するものと推測した［護 1960, pp. 25-26, 50; 護 1961b, pp. 3, 5, 10-11; 護 1961c, pp. 6-7］．山田信夫は「十人衆；百人衆」あるいは「十人組；百人組」と訳しつつ，実態については「歴史上の隣保制の問題として綜合的に考察せねばならぬ」と述べるにとどまった［山田 VI, pp. 194, 200, 223; 山田 XIV, p. 352; 山田 XVI, p. 47; SUK も主に山田に従って「十人組・百人組 (Zehnerschaft, Hundertschaft)」と訳す］．

しかし本稿第1章に示した史料A3・D・E・Fからは，モンゴル時代のウイグリスタン住民が千戸・百戸という十進法的編成のもとで恒常的な税役を負担するという原則が確認できた．また onluq, yüzlük のみえる上述のウイグル文契約文書はすべてモンゴル期のものと確定している［森安 1994, pp. 63-83］．さらに前掲の SUK Mi03 やいわゆるピントゥング嘆願書には「千戸長 (ming bägi)」という称号を持つ公権力者も現われる［梅村 1977b, pp. 013-014; 小田 1992］．そこで筆者は，onluq, yüzlük をモンゴル支配下で編成された十進法的住民組織とみなし，漢文史料中の「千戸・百戸」という表現をふまえて「十戸；百戸」と訳すことを提案する(13)．

次に，モンゴル時代ウイグリスタンの税役制度・徴税システムにおいてこれらの十戸・百戸が果した機能をウイグル語出土文書から検討する．まず，サンクトペテルブルク所蔵でモンゴル時代に比定される契約文書 SUK Sa09 (SI Kr IV 699) をとりあげる．この文書は．ある十戸 (onluq) が共有の刈株田 (ängiz yir) を売却する契約文書であり，その売却動機にはカラン税 (qalan) 賦課との関連が読み取れる．このたび筆者は原文書調査の機会を得て，SUK のテキストをさらに校訂することができた．以下に問題となる部分 (lines 1-9) の再校訂テキスト・和訳・語註を提示する．

SUK Sa09 (SI Kr IV 699)

1 küskü yïl bir ygrminč ay alt̄ï [ ]-qa biz tolu qy-a
2 mïsïr uluγ inč qy-a mïsïr bašlap onluq-lar -qa on öngdün-in-
3 -dä böz kärgäk bolu*p* [ ] qay-a atlγ [ ](.) qalančïmïz täg[ ]p
4 barïp yorïr qalan-ï yuz bašïnda-qï äski yarïmï biz on-luq-lar-
5 -qa qalmïš üčün üdäy ilči-kä tonguz yïl biz-ning on-qa kälmiš
6 bäg-lik bir küp bor tägmäyük üčün basïγ-ï salïγ-ï bilä yuz
7 iki baγ-lïq böz uzu*n* qarï-sï bilä birgü [ ]-qï [ ]
8 sodu ögän-täki bir ängiz yir-in quus tmür baxšï-tïn uṣun qarï
9 bilä oḍuz tas böz iligdä alïp toγuru tomlïdu saḍtïmïz
［後 略］

1 鼠年第十一月□日に．私たちトル=カヤ，
2 ミシル，ウルグ，インチ=カヤ，ミシルをはじめとする十戸たちに，10人の前

(13) ただし先学による「十（百）人衆；十（百）人組」という訳語を否定するものではない．なお山田も一度だけ onluq を「十戸」と訳している［山田 XVI, p. 47］．ちなみに Allsen [1983, p. 262] も onluq, yüzlük をモンゴル支配下における十戸・百戸と解釈することを試みたが，在証されるウイグル文書がモンゴル期以前に属する可能性を捨てきれず消極的な指摘にとどまり，また史料D・E・Fを看過している．

3 で棉布が必要となって，‥‥［カ］ヤという名［の‥‥］私たちのカラン税負担者‥‥‥

4 行って，現行のカラン税と百戸長のところのその古い半分とが私たち十戸

5 に残っているために，ウデイ使臣へ猪年（に）私たちの10人にかかってきた

6 ベグ用の1瓶のブドウ酒が届かなかったために，そのバ［シグ税・サ］リグ税とともに100

7 匹の棉布を［長］尺で（計って）与えるべき‥‥‥‥

8 ソドゥ渠にある1つの刈株田を，クウス=テミュル師から長尺

9 で（計って）30粗棉布を手ずから受け取って，公正かつ熟慮の上で私たちは売却した．

［後 略］

［語註］

3, qay-a atlγ qalančïmïz: 頻出する人名要素 qay-a は語末の -Y-' しか残っていないものの，SUK が与格語尾 -kä とするのは訂正すべき． atlγ は語末の -X を缺くが，SUK Mi20 (line 9-10) にも qr-a toyïn atlγ qalančïmïz「カラ=トインという名の私たちのカラン負担者」という表現がみえ，平行する文脈とみて補った．なお，SUK 編者は qalan「カラン税」に職掌を示す +čï が接続した qalančï を「カラン税取立人，カラン収税吏」と解釈する．しかし筆者は，U 5330 (= USp 77, line 6) の在証例にもとづき「カラン税負担者」と解釈した小田壽典 [1990, pp. 12, 24] の旧説を支持したい．

4, äski yarïmï: yarïmï は語頭の Y- を缺くが，この復元はほぼ確実である．「その古い半分」とは，直前の「現行のカラン税」に対して「以前に賦課されたカラン税」を意味するものか．ちなみに Ch/U 7460 (= 本稿 **Text E**, line 1) にも「新しいカラン税 (y(a)ngï qalan)」という表現がみえる．本処の前後の文脈は，賦課された税額に対して未納分が「残っている」ことを示すものと思われる．ベルリン=インド美術館所蔵のタムガ銀受領関係ウイグル文書 (MIK III-50 = TII Čiqtim 6) にも，某羊年に納入されたタムガ (tamγa) 税銀を前年（馬年）分に充当するという記事がみえ [cf. 多鹿坤・梅村・森安 1990, p. 24]，期限に遅れた税が後納される事例があったことを示す．

6a, bäg-lik: SUK は不明語としたが，ここでは「ベグ用の」と試訳する [cf. OTWF, p. 129].

6b, basïγ-ï salïγ-ï:「(その) バシグ税・サリグ税」． basïγ は語頭の P- のみ， salïγ は後半の -LYX のみが確認できるが，この両者が basïγ salïγ と並列して在証される例は SUK Mi20 (line 14), U 5296 (= USp 25, line 7) にもみえる［本稿第1章（2）].

7, iki bayγ-lïq uzun qarï-sï bilä: ウイグル文書中で通貨的に使用される棉布の規格には iki bayγ ~ iki bayγlïq ~ ikilik「1匹（＝4丈）もの」と iki yarïm bayγlïq「1端（＝5丈）もの」が併存した [cf. 松井 1997a, pp. 104-105]. なお **uzu*n*** **qarï-sï** bilä「長尺で（計って）」の部分を SUK 編者は不明とするが，SUK Sa10 (lines 2-3) の yuz iki bayγ-lïq uṣun qarï-ta böz「100匹の長尺で（規格をそろえた）棉布」を参照して補う．穀物消費貸借契約でも küri birlä「斗マスで（計って)」，paḍïr birlä「鉢で（計って)」など貸借物件の計量に際して birlä ~ bilä が用いられる例がある [SUK Lo17, Lo19, Lo27].

さて， Allsen [1983, pp. 263-264] は，この Sa09 文書とくに lines 4-5 に依拠して，十戸がカラン税の賦課・徴収単位となっていたと指摘し[14]，おそらくは他の税役についても同様であろうと推測した．

---

(14) ただしカラン税をモンゴル期以前に遡るとする Тихонов 説を Allsen が無批判に引用するのは問題である．Тихонов 説については Clark [Intro., pp. 103-104] による批判を参照．

ここで，筆者による line 6 の再校訂案からは，カラン税以外にバシグ税 (basïγ) ・サリグ税 (salïγ) についても十戸が賦課・徴収単位となっていたと考えられ，Allsen の推測は補強される．また SUK Mi07 文書はユハナ（Yuxana ~ Yuxan-a < syr. Yūḥannān: SUK 編者は yuqa とするが訂正する）という人物がバシグ税に関連する係争を解決した際の証文であるが，後半には「他の十戸たちの中では私の係争が終わらなかった (öṣgä on-luq-larïnta čamïm üṣülmäyük)」とあり (lines 8-9)，やはりバシグ税が十戸に関連していたことを示す．さらに，前掲の USp 54 文書でもクプチル税納入が命じられているのは８戸であるが，この戸数も10戸に近似しており，本来は十戸単位で課税されるはずが何らかの理由から２戸が缺けたものと推測できる．なお Sa09 (lines 4-5) には「現行のカラン税と百戸長のところのその古い半分とが私たち十戸に残っている」という文言がみえる．この「その古い半分 (äski yarïmü)」すなわちカラン税の未納分［上掲語註 4］が「百戸長 (yüz baš)」と関連して言及されるのは，十戸単位で徴収されたカラン税が十戸の上位の百戸で集積・集計されたことを示すものと思われる(15)．

ところで，十戸・百戸が現われる10件の契約文書のうち，上掲 Sa09 と Lo22 では十戸・百戸は契約の当事者として現われる．しかしその他の８件 (Sa10, Sa15, Sa16, Sa26, Sa27, Sa28, Sa29, Mi24) では，例えば「この４つの境界（四至）をもつブドウ園に対して，千年万日に至るまでスルダン=ブカ（買主）が権利者となれ．……私サダ（売主）の兄弟 (aqam inim)・子孫 (uruγum)・一族 (tuγmïšïm)・十戸 (onluqum)・百戸 (yüṣlüküm) は誰も争議を起こしてはならない」(Sa10, lines 9-10, 11-13) とあるように，売買物件（土地・人身）をめぐって買主に対して争議を起すことを禁止する文言（妨害担保文言）において言及される．このような契約への介入・妨害が現実に可能だったか否かについてはなお問題が残るものの［森安 1989, pp. 68-74]，売主の家族・親族以外に第三者である十戸・百戸の契約介入・妨害があえて言及されるのは，何らかの歴史的背景があったに相違ない．筆者はその背景として，Sa09 にみたような，十戸さらにはその上位の百戸組織が税役の賦課・徴収単位となり，その成員が共同で税を負担するという状況を想定する．モンゴル時代ウイグリスタンでは，戸籍調査と検地が実施され．人身・土地を対象に税役が賦課されたことが確認できた［本稿第１章（１）］．十戸・百戸成員の財産とりわけ土地・人身の十戸・百戸組織外への移転は，徴税単位としての当該十戸・百戸にとっては税負担能力を減退させる重大な事態となり得るからである．

以上の点から，筆者は，本稿第１章（２）で掲げたようなモンゴル期のウイグル語・モンゴル語文書中の「正税・正役」の多くは，十戸・百戸という十進法的住民組織を単位として賦課・徴収され，その負担に際しては十戸・百戸構成員が共同で責任を負ったものと考える．前述のように，山田 [XVI, p. 47] は十戸・百戸の実態について「隣保制の問題として」考察すべきと述べた．本節での考察の結果は，税負担に関わる十戸・百戸の隣保組織としての性格・機能を明らかにするものといえる．

（２）供出命令文書による徴税システムと十戸・百戸

本節では，ウイグル文供出命令文書による臨時・非正規の物件徴発システムと百戸・十戸組織との関係について考察する．

第一に，百戸との関係を推測させる供出命令文書としては，前掲の USp 53.1 (= 松井 1998z, 文書IX)

(15) 「百戸長のところのその古い半分が私たち十戸に残っている」というのは，当該十戸の不足・未納分を百戸長が肩代わりしたことを示すかもしれない．

および USp 53.2-4 の４件が挙げられる．この４件は，供出負担者について bačaq-a tan yuz-intä bolmïš tan「バチャカ=タンの百 (yuz) 内のボルミシュ=タン」と記す．単なる yuz (~ yüz)「百」を「百戸」とみた拙稿［松井 1998a, p. 035］での解釈が正しければ，この USp 53.1-4 は，まず百戸を徴発・賦課単位としており，さらに百戸内から個別の戸を供出負担者に設定している例となろう．

さらに，供出命令文書による物件徴発に際し，実際に徴収を担当していたのは，百戸の下位組織である十戸の長すなわち十戸長 (on bägi) であったと考えられる．この点は，資料編に提示した支出リスト様文書 (Texts D-G) を供出命令文書と比較検討することで明らかとなる．

Text D の lines 2-6 では ušaq-a on bägin-gä birmiš-im「ウシャカ十戸長に私が与えたもの」，line 7 以降では paγsïpa on bägin-gä birmiš-im「パグシパ十戸長に私が与えたもの」が，それぞれ列挙される．この Text D で支出されている物件に注目すると，Line 3 の「キョンチュク使臣たちへのリュクチュング行きの１頭の駅伝馬 (ulaγ)」は，本稿 Text A の供出物件「リュクチュングへの騎行用の‥‥短行馬 (qïsγa ulaγ)」や Text C の「リュクチュング・トゥルファン（行きの）馬 (lükčüng turpan at)」と同様のものと考えられる．また lines 7-8 ではクリチョグという人物に balïq-ta iki at「城市（内）での２（頭の）馬」が供出されている．この「城市（内）での馬」も，本稿第２章で掲げた USp 53.1（＝松井 1998a, 文書Ⅸ）および USp 53.2-4 で，使臣やブドウ酒係 (borčï) たちに供出されている「城市（内）での騎乗用の‥‥駅伝馬 (balïq-ta müngü .... at (ulaγ))」と同様のものであることは疑いない（Text D のクリチョグや，line 2 で褥 (qavuz) の供与をうけるダルマダスという人物も使臣ないしベグであろう）．さらに line 1 では sangčï (~ tsangčï)「収税吏」への棉布供出が記される．一方，サンクトペテルブルク所蔵のキビ供出命令文書 SI 3Kr 29b (= USp 123) の末尾 (lines 7-8) には「このタムガ印は［私達］収税吏たちのものである (bu tamγa biz *t*sangčï-lar-nïng ol)」と記され，この供出命令文書の捺印者＝発行責任者が tsangčï「収税吏」と明記される(16)．また棉布 (böz) 供出命令文書も多数の例がある (U 5324 = 松井 1998b, Text 14; Ch/U 6910v, MIK III 6238 = Raschmann 1995, Nrn. 59, 85)．この他に，Text D で支出されている従者 (tapïγčï)・ブドウ酒 (bor)・肉 (äḍ ~ ät) も，やはり供出命令文書でも供出物件として散見する (e.g., U 5285 = 本稿 Text B; 松井 1998b, Texts 1, 3, 8, 9, 13; U 5665r = 松井 1998a, 文書Ⅷ; U 5308 = USp 75; U 5315 = ETHV, p. 77, pl. 9.VI).

これらの点を考慮すると，Text D に記録された物件支出は，ウイグル文供出命令文書によって命令されたものであった蓋然性が高い．前述したように，これらの物件の多くは「十戸長に私が与えたもの」として言及される．従って，ウイグル文供出命令文書により臨時・非正規に賦課された物件は，多くの場合まず十戸長によって徴収され，その上で（あるいは百戸長などさらに上位の公権力者を経て）使臣やベグたちに供与されたと考えられる．Text A で供出物件の受け取り手として指名されるカラ師 (Qara baxšï) や，前掲 K 7719 文書 (= 松井 1998b, Text 2) で麺粉の収集に任じられているタシュ (Taš) という人物も，十戸長か，あるいは Text D (line 1) や前引の SI 3Kr 29b (= USp 123) にみえる収税吏 (sangčï) に類する存在であろう．

なお，Text D は lines 1-6 と lines 7-9 とで文字の太さ・大きさが異なるが，筆蹟自体は同一と考えられる．これは，十戸長が十戸内の比較的に富裕・有力な戸から交替で選抜され，配下の十戸構成員

---

(16) これを Radloff [USp, p. 214] は täsägči と転写して人名とし，梅村 [1987b, p. 109] は不明としたが，筆者は山田信夫教授旧蔵の写真（大阪大学所蔵）により訂正する．

の側では，徴税を担当した十戸長の任期ごとにその税額を記録・集計するという慣行を反映するものであろう．このような状況は **Texts E, F, G** からもうかがえるので，以下に検討する．

Text E の lines 1-3, 4-10, 11-15 はそれぞれ文字の大きさが異なるうえに行間を空けて記され，lines 4-10 では「ビグが十戸長となって私が与えたもの」，lines 11-16 では人名不明ながら「(某が) [十戸] 長となって私が与えたもの」を記録している．この点で **Texts D, E** の書式はほぼ共通するといえる．この **Text E** での支出物件を供出命令文書のそれと比較すると，turpan at「トゥルファン（行きの）馬」(lines 7, 13) は，やはり供出命令文書 **Text C** の「リュクチュング・トゥルファン（行きの）馬」との関連を想起させる．また lines 12 にみえる käzig「番役」も供出命令文書によってその代納が頻繁に命じられていた［松井 1998a; 松井 1998b, Texts 1, 3, 7-10, 12］.

Text F では，タプミシュ (Tapmïš) という名の十戸長の在任中の棉布 (böz) 供出や番役 (käzig) 負担，さらには麦酒 (sorma) 供出によるトゥトゥン税 (tütün) 代納が記録されている．Line 3 のアタイ=トゥルミシュは使臣あるいはベグの人名であろう．トゥトゥン税代納に関する供出命令文書の実例としては **Text B** が挙げられる．

Text G は，ある十戸長の在任中に税 (birim) として賦課された物件を集計したリストである．破損欠落のため文脈の把握は困難であるが，それでも番役 (käzig) や使臣 (ilči) に関連して肉・ブドウ酒・麺粉 (min)・従者などが賦課されたことが確認できる．麺粉供出命令の実例としては前掲の K 7719 (= 松井 1998b, Text 2) が挙げられる．そもそも，この **Text G** は供出命令文書（松井 1998a, 文書Ⅷ）の紙背を二次利用して作成されている［備考欄参照］．このこと自体が，十戸に属する民戸が供出命令文書による物件供出を負担し，さらに後の時点で税役負担を集計したことを示唆する．なお，本文書 line 1 にみえる birim「租税」の語は，土地貸借契約では土地に賦課される「租税」として言及されるが［山田 IV, pp. 152, 200; 本稿第 1 章（2）］，本文書では「正税」以外に供出命令文書による臨時税・非正規税を含め，広く税役一般を総称したものとみなせよう．

以上，**Texts D-G** の諸例からは，十戸組織がウイグル文供出命令文書による臨時税・非正規税の徴発に際しても賦課徴税単位となっており，また十戸長が実際の徴税責任を負っていたことが判明する．これを前節での考察結果と併せ考えれば，モンゴル時代ウイグリスタンの公権力は，百戸・十戸という現地ウイグル住民組織，およびその長である百戸長・十戸長を末端の住民支配装置として利用することにより，税役一般の徴収システムを機能させていたと考えられる．

さらに，3 件のリスト様文書 (**Texts H, I, J**) も，徴税システムと十戸との関連を示唆する．

Text H は「(某人) のものが至った」という書式が10回繰り返される収入リスト様文書である．ここで「(某人) のもの」とのみ記される物件が具体的に何をさすのかは明瞭でないが，おそらく各人に税として賦課されていた物件や金銭をさすに相違ない(17)．筆者は，本文書の性格について，十戸の各構成員の税負担が完了したことを，徴収を担当していた十戸長が書き留めたメモの類と推測する．ただし，文書の各人が十戸長であって，各々が十戸構成員から徴収した税をさらに上位の百戸長のもとに送ってきた際に，百戸長が書き留めたメモの類とみなすこともできよう．いずれにせよ，この文書が十進法的住民組織による税役賦課・負担と関連することは確実と考える．

---

(17) Mannerheim 将来の金銭収入リスト文書 SUS 2.49.1 でも「(某人) の□両□銭が至った (tägdi)」という書式が繰り返される [Ramstedt 1940, pp. 10-11 & pl. IV].

Text I も10人の人名のリストであり，やはり十戸に関係して作成された可能性が高い．称号シラ (šila < šilavanti < skt. śīlava(n)t) や法泉 (Vapsüin) ・斌泉（または賓泉 > Pinsüin）などの仏教的人名は，彼らが仏教徒・仏僧であったことを示唆する．ちなみに，前掲の K 7719 文書 (= 松井 1998b, Text 2) でも，供出負担者として言及されるのは合計10人（ウヤル=クトルグ=テミュル，カリンパ=ラマ，ブヤン=タシュ，ブヤントゥ，チン=テミュル=シラ，タシュ=トレク，ブダシン=ブカ，イドゥラ=トゥルミシュ=カヤ，クヴラグ=クリ=ブカ，アジュン=シラ）である．これらの供出負担者は碾磴経営・製粉業を営む高位の仏僧と思われるが［松井 1998b, 語註 2r6c］，Text I との比較からは．彼ら仏教僧侶も一般民戸と同様に十戸組織に編成されていた可能性が提示できる．

Text J は一面に人名，反対面は棉布の数が列記されたリスト様文書である．人名の書かれた面の前後が缺落している一方，反対面は末尾に空白を残しているので，人名リストの方が表面，棉布リストはその裏面の二次利用と思われる．人名リストで確認できるのは９人であるが，前後の缺落部いずれかにもう１人が記載されていた可能性が高い．とすれば，表面はある十戸所属者のリストであり，また裏面は十戸構成員が連帯して負担・支出した棉布の額を裏面に記録したものとも推測できる．

以上の３文書の十戸組織・徴税システムとの関連は推測・可能性の段階にとどまる．しかし，断片的な文書であっても，資料収集を重ねつつ，その他の文書と連環させることで歴史学的な分析が可能になると思われる．

おわりに

モンゴル支配下のウイグリスタン住民は，原則的には千戸・百戸・十戸という十進法的住民組織に編成され，戸籍調査・検地などに基づく税役を賦課された．ウイグル語・モンゴル語文書中にも「正税・正役」とみなされる種々の税目名称が確認できる．これらの「正税・正役」以外に，ウイグル文供出命令文書による臨時税・非正規税も不時に賦課された．ただし供出命令文書による不時の物件徴発は「正税・正役」に換算されることもあり，その賦課は供出負担者＝現地ウイグル住民の負担能力を詳細に把握した上で決定された．十戸・百戸組織はこれらの「正税・正役」および臨時税・非正規税の双方について賦課・徴発単位として機能しており，とりわけ末端における徴税実務は十戸長の責任のもとで遂行されていた．

以上，本稿では，税役制度と十戸・百戸など十進法的住民組織との関係を中心に考察した．しかし，十戸・百戸・千戸間の所管関係，十戸で徴収された税物の集積・運用状況，供出命令文書が公権力から発行され十戸のもとに至るまでの文書行政プロセスなどは，今後解明すべき課題である．また，モンゴル時代ウイグリスタンの全ての税役が十戸・百戸と関係していたとは考えにくい．ウイグル語出土文献には十戸・百戸以外の住民組織や「共同体」も現われるからである．さらに，これらの住民組織の実態や社会的・経済的機能にも依然不明の点が多い．このような未解明の課題については，稿を改めて論じることとする．

資 料 編

Text A　　U 5285 (TM 71) [BBAW]

［文書内容］牛年(1349?)閏12月１日付，食用馬・短行馬供出命令．Line 3までの１（頭の）食用馬，およびline 9-10の１頭の短行馬，合計２頭の馬の供出を命令するものとみる．

［研究］ETHV [169/20]; 松井 1998a, pp. 044-045.

［備考］16.0 x 15.3 cm. Beige．ほぼ完．左端一部缺．漉き縞 (5 /cm) のある中質の紙．現在は台紙に貼付保存．末尾に上から方印 (2.1 x 2.1 cm) １ヶ・円印 (Ø 3.0 cm) １ヶが捺される．方印中央部にはいわゆる「チャガタイ紋章」がみえるので，本文書はチャガタイ=ウルス支配期（1320年代後半～14世紀末）に比定できる [cf. 松井 1998b, pp. 7-10]．また円印の印文はskt. oṃ を示すブラーフミー文字を図案化したものと思われる．絶対年代比定については語註 A1 を参照．

1	ud *y*ïl žụn čxšpt ay bir	牛年閏戒月（＝第十二月）初（旬の）
2	yngï-qa tüngül ilči-kä üč	一日に．トゥンギュル使臣への３
3	kün-lü*k* b*ŭ*r boγuz at	日分の１（頭の）食用馬を，（また）
4	bäg-lär-ning lụkčüng-kä	ベグたちのリュクチュングへ
5	yumïš-qa baryu-čï-lar-qa münüp	伝令に行くものたちへの騎
6	baryu iki *q*ïsγ-a u*l*aγ yan-a	行用の２（頭の）短行馬，また
7	qïdïr ilči-kä lụkčüng-kä	キディル使臣への，リュクチュングへの
8	münüp baryu bir qïsγ-a	騎行用の１（頭の）短行
9	ulaγ-ta alḍïn qabï bir qïsγ-a	馬のうち，下等のカビが１（頭の）短行
10	ulaγ-nï qr-a *b*axšï-qa birşün	馬をカラ師に供出せよ．

［語註］

A1: žụn (~ žün < chin. 閏 **ńźi̯uĕn*) [松井 1998b, 語註 1r1] の語頭の Z- は破損缺落しているが補う．čxšpt (~ čaxšaput) ay「戒月（＝第十二月）」については森安 [1990, pp. 81-82] を参照．14世紀のウイグリスタンの暦は元の正朔である授時暦に従っていたと考えられる [cf. 松井 1998b, pp. 10-11]．しかし授時暦には本処の年月記載に相当する「牛年閏12月」は存在しない．ただし12月に限らず閏月を有する「牛年」を14世紀以降に求めれば，泰定２年(1325)乙丑（閏正月）・至正９年(1349)己丑（閏７月）が該当する．『元史』順帝本紀によれば，至正７年(1347)10月戊戌には「西蕃」が蜂起して哈剌火州 (< Qara-Qočo) ＝高昌を陥れる事件があり，また西暦1352年12月付のチャガタイ=ウルス発行モンゴル語命令文書 (BTT XVI, Nr. 70; cf. 松川 1995, pp. 116-118) からは，ソイム (mo. Soim)・コングシル（mo. Qongsir < chin. 横截）・リムチン（mo. Limčin < chin. 臨川）というトゥルファン地域の３村落の住民がこの年以前に流散する事件があったことが知られる．これらの史料は，西暦1340年代末～1350年代初頭のウイグリスタンにおける政治的混乱を推測させる．筆者は，本文書で授時暦が徹底されないのもこの混乱の影響であり，本文書の「牛年」は至正９年(1349)己丑に比定するのがより妥当と考える．

A3, boγuz at: boγuz は「喉；胃袋，腹」さらには「食糧；飼料」を意味する［山田 VI, pp. 246-247;

DTS, p. 110; 森安 1991, p. 69]. 本処では boγuz at で「食用馬」と訳す. この boγuz at という熟語は U 5311 (=USp 91, lines 6-7)にも在証される. 10世紀末に宋朝から西ウイグル国に派遣された王延徳も「貴人食馬」と馬食の風習を伝える (『宋史』巻490, 高昌伝). なお, 本行末は余白を残して改行され, 次行から短行馬供出が主題となることを示す.

A5, yumïš: yumuš「伝令, 使い走り」[ED, p. 938; 森安 1991, pp. 44, 89, 125] と同じとみる.

A6, qïsγ-a ulaγ: Lines 8-9, 9-10 にもみえる. すでに拙稿 [松井 1998a, pp. 044-045] で論じたように,「短行馬」と訳し, uzun ulaγ「長行馬」に対置される近距離交通用の馬匹とみなす.

A9, alḍïn qabï: 本処は墨勾で囲まれている. alḍïn ~ altïn は戸口等級における「下等」と考える [松井 1998b, 語註 9r4].「下等のカビ」なる人物は, やはりチャガタイ=ウルス支配期の供出命令文書 U 5325 (=松井 1998b, Text 3, line 6) にもみえる. あるいは本処と同一人物かもしれない.

Text B　　U 5284 (TM 68) [BBAW]

[文書内容] 牛年(1349?)12月22日付, 肉・ブドウ酒供出によるトゥトゥン (tütün) 税代納命令.

[写真・転写] ETHV, p. 70 [168/19] & pl. 10. VII.

[研究] Intro., p. 444, No. 111; 梅村 1981, pp. 60-62; 楊富學 1990, p. 18; 松井 1998a, n. 11.

[備考] 18.8 x 10.2 cm. Beige clair ~ Beige. ほぼ完 (下端少し缺). 漉き縞 (5 / cm) のある中質の紙. 現在は台紙に貼付保存. 末尾に上から方印 (2.2 x 2.0 cm)・円印 (Ø 3.0 cm)・方印 (2.7 x 2.5 cm) 各 1 ヶが捺される. 上の方印と円印は **Text A** に捺されたものと同一, また文書の筆蹟も同一であるから, **Text B** は明らかに **Text A** と同一の公権力者集団により作成・発行されたものである. 紀年の「牛年」も同年であろう [cf. 語註 **A1**]. 最下端の方印の中央部には「チャガタイ紋章」が配され, その左右には qutluγ / bolṣun「幸いあれかし」と再構できるウイグル字銘文が記される.

1	ud yïl čxšp*t* ay iki oḍuz ⌣-qa⌣	牛年戌月 (=第十二月) 二十二日に.
2	buyan tämür ilči-ning nökör-	ブヤン=テミュル使臣の侍従
3	-lärin-gä käṣig aš-qa birgü bir	たちに番役食糧として与えるべき 1 (本の)
4	saq äḍ biš *t*ämbin bor-nï tüḍün	脚の肉と 5 [テムビ] ンのブドウ酒を, トゥトゥン税の
5	san-qa tuḍup tärbiš qy-a	額に充当して, テルビシュ=カヤが
6	birṣün	供出せよ.

[語註]

B2, nökör: < mo. nökör [Lessing, p. 593; TMEN I, Nr. 388]. 本文書では普通名詞としての「家人 ; 従者, 下僕 ; 属僚・属吏 ; 仲間」の意であり [cf. ETHV; 梅村 1981], 「侍従」と試訳する.

B3, käṣig aš:「番役食糧」と訳し, 輪番制の徭役である käzig「番役」を代納するために供出される食糧と考える [松井 1998a, n. 11].

B4a, bir saq äḍ: Arat [ETHV] は bir šïγ äḍ「1 石の肉」と解釈し, Clark [Intro.]・梅村 [1981] もこれに従う. しかし šïγ は chin. 石から借用された容量単位であり [山田 IV, p. 171; Yamada XII, pp. 492-493; ED, p. 867; 森安 1991, p. 55], 容量単位で肉を計量するのは不自然である. 字形も šïγ = SYX ではなく

S'X ~ S'N である． Uig. saγ には "pure; sound, healthy, good" [ED, p. 803; DTS, p. 480] の意があるが，本処では pers. sāq "the leg from the ankle to the knee, the shank' [Steingass, p. 642] からの借用語と考えて，bir saq äḍ で「1（本の）脚の肉」と訳し， saq が肉の計量単位として用いられたと解釈する．『飲膳正要』にも「羊肉」や「熊肉」の計量単位として「脚子」が散見し，またチャガタイ=ウルス発行モンゴル語駅伝利用特許状にも駅伝利用者へ支給される糧食として qoyar köl miqa(n)「2（本の）脚の肉」という表現がみえる [BTT XVI, Nr. 72, line 8; Nr. 74, line 10]．もちろん，これらの「脚」は大まかに「脚1本」を意味するもので，必ずしも厳密な計量単位ではなかったと思われる．

B4b, tämbin: 頻出する液体計量単位［山田 IV, pp. 180-182; Yamada XII, pp. 493-495]． Arat [ETHV] に従って補う．

B4-5, tüḍün san-qa tuḍup: 本処を Arat [ETHV] は turpan san-ïn-qa tuḍup と読み， Clark [Intro.]・梅村 [1981] もこれに従ったが，原文書を実見した結果訂正する． san の原義は「数字」であるが，本処の例を Arat [ETHV] は「勘定，支払額 (hesap)」と解釈し，梅村 [1981, n. 22] は Arat 説を承認しつつ「帳簿」と訳した．さきに筆者はこの梅村案を採用したが［松井 1998b, 語註 13r6]，現時点では Arat に従い，抽象的に「額」と訳す．Clark [Intro., p. 444] が本処の san を "granary" と訳すのは，おそらく sang (~ tsang < chin. 倉 *tsang)「倉，倉庫」と san とを混同したためであり，従えない． v. tut- を「充当する；代納する」と解釈することについては拙稿［松井 1998a, pp. 036-038］を参照．ただし，梅村のように san を「帳簿」と解釈すれば，「トゥトゥン税の帳簿に書き留めて（＝記録して）」と訳し，税の代納にともなう文書行政上の処理を示す文脈と理解できる．さらに，16世紀のカザン=カン国のテュルク語命令文書では tütün san と熟した形で税目名称となっているので [cf. 松井 1998b, 語註 13r6]，本処でも tüḍün san を熟語とみて「トゥトゥン税」と解釈できるかもしれない．いずれにせよ，本文書で命じられている肉・ブドウ酒供出によってトゥトゥン税（あるいはその一部）が代納されることは確実であろう．

B5, tärbiš: < pers. *darvīš* [Intro., p. 168]．本処では人名． Arat [ETHV] は taqïš と読み，梅村 [1981] もこれに従うが，訂正すべき．

Text C　　U 5314 (TII S19b) [BBAW]

［文書内容］某兎年10月14日付，馬匹供出による番役代納命令．

［研究］ETHV, p. 36 (203/55).

［備考］センギム (Sänggim) 遺跡出土． 10.0 x 5.2 cm. Chamois α. ほぼ完．現在は台紙に貼付保存．末尾に釣鐘状六角形の印章2ヶ (2.4 x 1.4 cm; 1.9 x 1.3 cm) が捺される．草書体で書かれており，ほぼ確実にモンゴル時代に比定できる．

1	**tavïšγn yïl onunč ay tört ygrmikä**	兎年第十月十四日に．
2	***a*bišq-a bala tonga ilči-lär-kä qïsïl-qa**	アビシュカ，バヲトンガ（の)使臣たちへの，キシルに
3	**barγ*u* tört at-ta suvasdï üy**	［行くべき］4（頭の）馬のうち，スヴァスディ戸が
4	**bir at baš käzig birip**	1（頭の）馬を第1番役（として）供出し，
5	**lükčüng turpan at-qa tuḍ*zun***	リュクチュング・トゥルファン(行きの）馬に充当せよ．

［語註］

C2, qïsïl: 原義は「峡谷，渓谷」[ED, p. 667]．本処では地名．本文書以外にも数件のウイグル文書に在証される．まず Zieme [1976, p. 248] は Ch/U 6245v (TIII M117, line 2) の在証例を紹介し，同地をクチャ (Kuča) 西北に位置する著名なキジル (Qïzïl) 遺跡に比定した．しかし Ch/U 6245 は実際には発送されなかった書簡の草稿らしく， Qïsïl はその発信地として言及されている．一方，Stein 将来（現在は British Library 所蔵）の Or. 12452B-9 (M.B.V. 02, line 4: *Innermost Asia* III, Plate CXXVI) は，マギ (Maγï) という人物からキシルの人たち (Qïsïl-lïγ-lar) に送られた書簡である． Ch/U 6245, Or. 12452B-9 の両文書は出土地記号 (TIII M; M.B.V.) からムルトゥク (Murtuq) 遺跡発現と判明するので，問題の地名 Qïsïl もムルトゥク近辺に位置したと推測できる．ただし Mainz 73 (= TIII TV56; Uigurica, p. 14) には qočo qïsïl-lïγ「高昌 qïsïl の人」，ベゼクリク (Bäzäklik) 壁画断片 MIK III 8453 の銘文 (BTT XIII, Text 59, line 3) には bu ńišta aryadan qïsïl-ta 「この秀でた(?)阿闍若の qïsïl に」とある．これらの用例からは，Qïsïl は特定の村落・城市ではなく，ベゼクリクやムルトゥクを含む火焔山北側の渓谷地帯を意味したとも考えられる．さらに SI O.39 (= URD O.9, line 4) および U 5293 (= USp 17, line 9; Тугушева 1983, pp. 213-214; 小田 1990, pp. 15-16) にも在証されるが，具体的な比定につながる情報はない．なお，この地名の語源を qïşïl ~ qïzïl「赤，赤い」[ED, p. 683] とみなすことも可能である．その場合でも，火焔山を現地ウイグル語で Qïzïl-Taγ（紅山）と呼ばれることと関係があるかもしれない．

C3, üy: 字形は 'WYY とは読みづらいが，U 5303, U 5316, U 5297 (= 松井 1998b, Texts 9, 10, 12) の例との比較から「戸」と解釈する [cf. 松井 1998b, 語註 1r5].

C5: 文末の tutzun は不鮮明だが原文書から確認した．Arat [ETHV] は末尾の命令文言を「リュクチュングとトゥルファンの馬の帳簿に記載せよ (Lükçüng ve Turfan atları hesabına kaydetsin)」と訳す．本処の lükčüng turpan at とは，本文書の出土地センギムからリュクチュングないしトゥルファン，あるいはリュクチュング・トゥルファン間の往復に，用途を限定された馬匹と考えておく(18)．おそらく，本文書の供出負担者スヴァスディ戸は，この馬の供出を本来負担すべき番役 (käzig) として賦課されていたところ，その馬が臨時的・例外的にキシルへ向かう使臣たちに供出されることとなったため，これを本来の馬匹供出に充当したものであろう．

Text D　　U 4845v (TI α) [BBAW]

［文書内容］支出リスト．

［転写］Raschmann 1995, p. 112, Nr. 10 (lines 1, 5-6).

［研究］Kara & Zieme 1986, p. 320; Raschmann 1995, p. 45.

［備考］高昌故城の寺院址 α 出土．19.6x9.0cm. Beige rosé~Ocre foncé. 左端・右端缺．泥によるコーティング加工があり，縦方向に細かい漉き縞 (6 / cm) のある中上質の紙．ウイグル語仏典『佛頂心大陀羅尼』写本 [Kara & Zieme 1986, pp. 320, 331 & Taf. XI] の紙背の二次利用．草書体で書かれ，また mo. aqa「兄」の借用 (line 4) からもモンゴル時代に比定できる．

---

(18) このような特定のオアシス間を結ぶ交通制度としては，麹氏高昌国時代に特定の郡県内もしくは郡県と国都高昌との往還に役使された「郡上馬」制度［關尾 1993, p. 122］が想起される．

[missing]

1 [ ]yarïm qarï böz kälti sang-čï qabay-qa bir böz

2 ušaq-a on bägin-gä birmiš-im ṭarmadaẓ-qa bir qavuz

3 könčük ilči-lär-kä lükčüng-kä bir ulaγ biš baḍman

4 bor bir tapïγ⌒-čï⌒ tümän aqa-qa yiti yarïm baḍman bor

5 (..)S(.)W alïp b ušaqa-nïng san-ta baqïr-qa säkiṣär

6 *yarïm qarï böz* käldi

7 paγsipa on bägin-gä birmiš-im qulïčoγ-

8 -qa balïq-ta iki at birtim buqa-nïng

9 o*γu*l-ïn-γa bir baḍman äḍ b (.....)*č*

[missing]

［前　缺］

1 ‥‥0.5尺の棉布が入った．収税吏カバイに1棉布．

2 ウシャカ十戸長に私が与えたもの．ダルマダスへの1（枚の）褥．

3 キョンチュク使臣たちへのリュクチュング行きの1（頭の）駅伝馬，5斤の

4 ブドウ酒，1（人の）従者．万戸長殿への7.5斤のブドウ酒

5 ‥‥取って与えた．ウシャカの額で（1）銭に8.5

6 尺ずつの棉布が（かかって）来た．

7 パグシパ十戸長に私が与えたもの．クリチョグ

8 に城市（内）での2（頭の）馬を与えた．ブカの

9 息子に1斤の肉を与えた．‥‥‥

［後　缺］

［語註］

D1, sangčï: sang (< chin. 倉 **ts'ang*) に職掌を示す接尾辞 +čï が接続したもので「収税吏，徴税人」を意味する [Zieme 1981, pp. 245-246, 253; 松井 1997b, p. 30].

D2b, qavuz: カラカルパク方言の qavuz「新生児用マットレス (матрац для новорожденного)」[ESTJ V, p. 173] ないしオスマン語の qavuš「帯，ショール (Gurt, Shawl)」[Zenker, p. 686; Wb II, p. 471] との関連を推測し，ここでは「褥」と試訳する．

D3, batman: > mo. badman. 頻出する重量単位．この uig. batman = chin. 斤の対応は，明代の『華夷譯語』からつとに推測されていた［山田 IV, pp. 195-196; Yamada XII, p. 498］．さらに，元代銅権に記されたウイグル字モンゴル語・アラビア字ペルシア語・パクパ字漢語・漢字漢文の四体合璧銘文にも chin. 斤秤 / mo. badman deng「斤の秤」という対訳例がみえる[19]．従って，モンゴル時代の uig. batman

(19) Mo. deng < chin. 戥，dengse < chin. 戥子 "balance, scale" [Kowalewski III, p. 1691; Lessing, p. 252]. 黄時鑑 [1998, p. 205] は四体合璧銘文銅権8点の情報を整理するが，badman deng を -u temdeg と誤読する．また Kara [2001, p. 82] は1例（おそらくは黄時鑑 1998, No. 7）のモンゴル語銘文を誤ってウイグル語で解読している．

(~ mo. badman) = chin. 斤の対応もほぼ確証されたといえ，batman は「斤」と訳すことができる．元代銅権の現物による 1 斤（＝16両＝160銭）の計測値は 585.7 ~ 637.5 g の間でばらつきがあるが，銀錠からは約 640 g という平均値が推計される［劉幼錚 1986, pp. 172-173; cf. 森安 1997a, pp. 9-13］.

D4, tümän aqa: モンゴル時代のウイグル語印刷仏教文献 (U 4761) の識語には板刻の発願人としてブヤン (Buyan) という名の tümänbägi (~ tümän bägi)「万戸長；万人長」が現われる．さらに彼の父チャキルチャ (Čaqïrča)・叔父オテミシュ (Öḍämiš) もやはり万戸長であったことが記され，万戸長が世襲職であったことを示す [BTT XIII, Text 49; Zieme 1992, pp. 54-56]．本処の tümän aqa は単なる個人名の可能性もあるが，上記の万戸長の存在や aqa (< mo. aqa)「兄」が男性の敬称となることも考慮して，「万戸長殿」と試訳する．

D5a, ušaqa-nïng san-ta: Raschmann [1995] はこの部分を解釈しない．次註も参照．

D5b, baqïr: Raschmann [1995] は b(a)γïr として人名と解するが，貨幣単位 baqïr「銭」とみなすべきだろう［前田 1944 = 前田 1973, p. 19; 森安 1997a, pp. 9-13］．直前部を含めた「ウシャカの額で（1）銭に8. 5尺ずつの棉布が（かかって）来た」という文章は解釈に苦しむが，十戸長ウシャカが徴収すべき税額 (san) が銭建てで「(かかって) 来た」のに対し，実際には棉布で折納し，その際の折納基準が 1 銭＝棉布8. 5尺とされたことを意味するものとかりに推測しておく．

D7, paγsipa: < tib. 'Phags-pa．同名の人物としてはクビライにより国師（のち帝師）に任命されたパクパ（パスパ）が有名．帝師パクパはウイグル字で P'XYSP' = Paγispa (~ Baγisba) と綴られた例が知られる［中村・松川 1993, pp. 73-74］．本処と語中の -i- の位置が異なるのは介在子音のためであろう．

Text E　　Ch/U 7460v (TI α) [BBAW]

［文書内容］支出リスト．

［転写］Raschmann 1995, p. 146, Nr. 70 (lines 2-4, 9, 14).

［研究］Raschmann 1995, pp. 41, 45, 79.

［備考］高昌故城の寺院址 α 出土．18.6 x 27.5 cm. Ocre clair．下端完，漉き縞のない上質の紙．漢文印刷仏典『不空羂索神變眞言經』（『大正新脩大蔵経』No. 1092, Vol. 20, p. 228a14-27）の紙背の二次利用．Lines 11-12 間に紙縫あり．草書体で書かれ，またカラン税 (qalan: line 1) がみえることからもモンゴル時代に比定できる．

[missing]

1 [　　](..) yngï qalan-ta birmišim taz qumbur

2 [　　] iki at birdi qoyn-qa bir *b*öz

3 [　　] *q*arï tüküni altmïš altï böz b*oldï*

4 [　] bïγ on b*ä*gi bo*l*up birmišim iki böz bir

5 [　　] oḍuz-qa (.....) T(.)D(...)-qa yarïm böz

6 [　　] qoyn-qa *on* [　](..)[　] *bird*im bir

7 [　　](.) üč [　] böz turpan at-qa

8 [ ](.) yapïγ [ ](..)[ ]L oq yangïnča
9 [ ](.)Y-qa iki böz on qarï käldi
10 [ ] boldï

11 [ ] on bägi bolup birmišim
12 [ ] ay altï ygrmikä käzig-tä
13 [ ] birdim turpan bir at birtim
14 [ ](.) šïγ birtim
15 [ ]S'R qarï böz käldi tüküni
16 [ ] boldï
[missing]

［前　缺］
1 ……新しいカラン税のうち私が与えたもの．タズ=クムブル
2 ……2（頭の）馬を与えた．羊に1棉布
3 ……尺．その合計は66棉布となった．

4 ……ビグが十戸長となって私が与えたもの．2棉布，1
5 ……三十日に……として0.5棉布．
6 ……羊に10……私は……した．1
7 ……3……棉布，トゥルファン（行きの）馬に……
8 ……ヤピグ……まさにその慣例通りに
9 ……に2棉布（が）10尺（ずつで，かかって）来た．
10 ……［合計は］……となった．

11 ……［が十戸］長となって私が与えたもの．
12 ……□月十六日に．番役で
13 ……私は［与え］た．トゥルファン（行き）の1（頭の）馬を私は与えた．
14 ……□石を私は与えた．
15 ……□尺ずつの棉布が（かかって）来た．その合計は
16 ……［となった．］
［後　缺］

［語註］

E2, qoyn: Raschmann [1995] は文脈から「ヒツジ税 (Schaf-Abgabe)」とみなすべきというが，今後さらに検討が必要である．

E3a, qarï: Raschmann [1995] は -larï とするが，原文書調査の結果訂正する．

E3b, tüküni: 名詞 tükün に人称語尾 +i が接続したもの．Erdal [OTWF, pp. 301, 303] の所論によりつつ「その合計 (seines Gesamtes)」と訳す Raschamnn [1995] に従う．Line 15 にも現われ，また line 10 の欠落部分にも存在したことは書式からほぼ確実である．ここで「合計」に続いて記される棉布の額は，実際に支出された棉布そのものではなく，支出した馬 (lines 2, 7, 13) や穀物 (line 14) の代価を棉布に換算したものかもしれない．

E4, bolup: Raschmann [1995] は birip とするが訂正する．泥が付着しているため判読しづらいが，-L- のフックが語頭の P- の円弧の右側に読み取れる．Line 11 でも bolup は本処と同様に書かれる．

E9, iki böz on qarï käldi: Text D (lines 5-6) の例と比較して「10尺ずつ（＝10尺もの）の棉布が２つ（かかって）来た」と解釈し，公的長尺規格をもつ棉布が税として賦課されたことを示す文脈と考える．Line 15 も同様の文脈であろう．

E10, boldï: 写真では語末は -P のように見えるが，これは表面の漢字の裏写りである．語末の -Y はかすれているが読み取れる．

E15, [ ]S'R: säkiṣär「８ずつ」ないし toquṣar「９ずつ」のいずれかであろう [cf. Raschmann 1995].

Text F　　Ch/U 6986v [BBAW]

［文書内容］支出リスト．Raschmann [1995, p. 141] は疑問符付きで「売買契約 (Kaufkontrakt) ？」とするが，訂正すべき．

［転写］Raschmann 1995, p. 141, Nr. 60 (lines 1-3).

［備考］26.1 x 5.3 cm. Beige ~ Chamois α. 上端・下端完，漉き縞のない中上質の紙．漢文仏名経（内容未同定）紙背の二次利用．草書体で書かれ，またヤサク税［語註　F1］がみえることからもモンゴル時代に比定できる．

[missing]

1　böz alïp yasaq (...)[　](.)[　]

2　yitinč ay tört ygrmikä tapmïš oṅ bägi **bol*up***

3　atay turmïš-qa bir böz alïp b yan-a käzig kün-*kä*

4　[ ](.) *tütün*-kä bir iṭiš sorma b yan-a üčünč käzig

5　[　](.)[　](.)[　]

[missing]

［前　缺］

1　棉布を取って，ヤサク税……

2　第七月十四日に．タプミシュが十戸長となって

3　アタイ=トゥルミシュに１棉布を取って与えた．また番役の日に

4　‥‥トゥトゥン税として１杯の麦酒を与えた．また第３番役

5　……

［後　缺］

［語註］

F1, yasaq: ~ mo. jasa(γ) [TMEN IV, Nr. 1789]. Raschmann [1995] は「命令 (Befehl)」と訳すが，本処ではモンゴル語文書 (BTT XVI, Nr. 68, lines 9, 15; Nr. 69, line 9) の用例と同じく税目名称と考える．

F2, bolup: この部分は文字がかすれているため判読しづらい．Raschmann [1995] は属格語尾 -ning と読むが，**Text E** (lines 4, 11), **Text G** (line 1) との書式上の類似から訂正する．

F4a, tütün: この語の右半部が缺落しているため確実ではない．Line 1 と比較すると tört「四，4」とも読める．また，文脈からは使臣やベグの人名であった可能性も残る．

F4b, iṭiš: ~ idiš "cup, vessel" [ED, p. 72]. 本処のように sorma ~ soma「麦酒，ビール (Weizenbier)」[Zieme 1997, pp. 441-442] や bor「ブドウ酒」の計量に用いられる例が頻見する (e.g., Ch/U 6977v, *passim*; Ch/U 7373v, line 8).

Text G　　U 5665v (TII S21) [BBAW]

［文書内容］租税リスト．

［転写］Raschmann 1995, p. 128, Nr. 37 (line 12).

［備考］センギム遺跡出土．17.3 x 15.0 cm．上端缺．Lines 6-7, 11-12 間に紙縫あり．元来は別々の３文書を連貼し，その裏面を本リスト文書作成のために二次利用したもの．紙質はいずれも Beige ~ Chamois α, 漉き縞 (5 / cm) のある不均質な中下質の紙．草書体で書かれており，ほぼ確実にモンゴル時代に比定できる．表面中央部分は筆者が転写テキストを発表している（松井 1998a, 文書Ⅷ）．

[missing]

1 [ ] otuz-qa (....)r on bägi bolup kälmiš birim

2 [ ](..)-qa käṣig-tä bir yarïm baḍman äḍ iki

3 [ ] älig baḍman min on biš baḍman bor bir ayaq (.)D(..)

4 [ ](.....) ilči-*kä üč* qrï iki yarïm tapïγčï

5 [ ] bir at

6 [ ] yarïm böz asïγ oqda yiti yarïm qrï

---

7 [ ](..) käṣig-*t*ä qanï*m*day *il*či-kä {...}

8 [ ] **baḍma***n* äḍ bir yarïm baḍman min {...}

9 [ ](.) yarïm tapïγčï aš-či-nïng bir

10 [ ] bäglik-⌟lär⌞-kä bir ⌞yarïm⌟ *t*apïγčï

11 [ ](....) T(.....)

---

12 [ ](.....) (...) böz

13 [ ] (....) bor

14 [ ] (.)[ ](.....)

[missing]

［前　缺］

1　····三十日に·····が十戸長となって，（かかって）来た税役

2　·····に，番役で1.5斤の肉，2

3　····50斤の麺粉，15斤のブドウ酒，1杯の····

4　·····使臣に3尺，2.5（人の）従者

5　·····1（頭の）馬.

6　·····半の棉布，利息の分け前で7.5尺

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

7　····番役で，カニムダイ使臣に｛····｝

8　····［斤の］肉，1.5斤の麺粉，｛····｝

9　·····0.5（人の）従者，食事係の1

10　·····ベグとなる者たちに1.5（人の）従者

11　·····

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

12　·····棉布

13　·····ブドウ酒

14　·····

［後　缺］

［語註］

G1a, otuz-qa: Text F (line 2) にも十戸長の就任月日を記す例があることから補う.

G1b, (....)r: Texts E, F の例と比較すれば，ここに人名があったことは確実である.

G1c, birim: 本処では広く税役一般の総称とみる［本稿第3章（2）］.

G4, iki yarïm tapïγči:「2.5人の従者」というのは不自然であるが，後文にも yarïm tapïγči「0.5人の従者」(line 9), bir yarïm tapïγči「1.5人の従者」(line 10) がみえる．それぞれ5人・1人・3人の従者供出を，本文書の執筆者が，もう1人の供出負担者と分担したことを示すものか.

G6, oqda: oq には "a share of an inheritance" の意があり [ED, p. 76]，本処では「分け前」と試訳するが，文脈は必ずしも明瞭ではない．他の語の可能性もある.

G10, bäglik-lär: bäglik は「ベグ用の，ベグのための」ないしは「ベグとなる者」の両様に解釈できるが [OTWF, p. 129]，本処の文脈からは後者とみなす.

Text H　　Ch/U 6321v (TI 529x) [BBAW]

［文書内容］収入リスト.

［備考］12.0 x 10.3 cm. Ocre．ほぼ完．漉き縞(5/cm)のある中上質の紙．折り跡あり．漢文仏典『方廣大荘嚴經』（『大正新脩大蔵経』No. 187, Vol. 3, p. 603a21-28）写本の紙背の二次利用．草書体で書かれており，ほぼ確実にモンゴル時代に比定できる.

1	inäki tu-nung tägdi	イネキ=トゥのものが至った.
2	bačaq-a tu-nung tägdi	バチャカ=トゥのものが至った.
3	ṭïnxa-nïng tägdi	ディンハのものが至った.
4	udčï-nïng tägdi	ウドチのものが至った.
5	kövärgiẓ-ning tägdi	キョヴェルギスのものが至った.
6	kidinä-ning tägdi	キディネのものが至った.
7	särgiẓ-ning tägdi	セルギスのものが至った.
8	savm-a-nïng tägdi	サヴマのものが至った.
9	torpi-nïng tägdi	トルピのものが至った.
10	sävinč buqa-nïng tägdi	セヴィンチ=ブカのものが至った.

［語註］

H1, inäki tu: 人名 inäki はペテルブルク所蔵の供出命令文書 SI O.39 (line 14) にもみえる. これを Malov [URD, pp. 141-142] は iki「二, 2」と読むが, 訂正すべき. Line 2 にもみえる tu は周知の通り仏僧の称号 tutung (< chin. 都統) の省略形である［小田 1987］.

H3, ṭïnxa: ~ chin. 腆哈～腆合～天合 < syr. Denḥā "Epiphany, Epiphania(sfest)". キリスト教徒名.

H5, kövärgiẓ: ~ pers. Kūrkūz ~ chin. 闊里吉思 < syr. Giwargīs (Georgius). キリスト教徒名.

H6, kidinä: uig. kidin「西」に由来する人名か. SUK Pl02, Mi06 にみえる人名 Kädirä も, あるいは Kädinä ~ Kidinä と改めるべきかもしれない.

H7, särgiẓ: < syr. Sergīs (Sergius). キリスト教徒名.

H8, savm-a: ~ chin. 掃馬 < syr. Ṣaumā "fasting". このキリスト教徒名をもつ人物としては, 華北出身のウイグル人ネストリウス教徒でバグダードの総本山に赴いたラッバン=サウマ (Rabban Ṣaumā, 別名 Mar Bar Ṣaumā) が有名. 彼の名は西暦1289年4月にフレグ=ウルス (Hülegü-ulus) 第4代当主アルグン (Aryun, r. 1284-91) が発行したウイグル字モンゴル語書簡 (Mostaert & Cleaves 1962, Text A, lines 5-6) でも mar bar savm-a と記され, 人名 Ṣaumā は本文書と全く同じく S'VM-' と綴られる.

Text I　　U 5289 (TM 87) [BBAW]

［文書内容］人名リスト.

［備考］13.5 x 20.0 cm. Beige clair ~ Chamois α. 縦方向に漉き縞 (5 / cm) のある不均質な中質の紙. 上端に折り返し, ほぼ完. 裏面は空白. 草書体で書かれ, また人名バヤン (mo. Bayan: line 6) がみえることからもモンゴル時代に比定できる.

1	öküṣ-ä ṣïla	オキュゼ=シラ
2	vapsüin	ヴァプスイン
3	piṅsüin	ピンスイン
4	sïṅqaṅ ṣum	シンカン=スム
5	küč tämür	キュチ=テミュル

6	bayaṅ	バヤン
7	yaṣïq	ヤシク
8	ṫükäl tämür	テュケル=テミュル
9	'äsäṅ tämür	エセン=テミュル
10	torčï	トルチ

[語註]

I2, vapsüin: chin. 法泉を音写した人名．泉 **dz'i̯wän* のウイグル字転写は第２音節以降でも SWYN ~ TSWYN とされる [e.g. küintsüin < 玄泉，šingtsüin < 勝泉，čisüin < 智泉．小田 1987, pp. 60-62]．また専 **tśi̯wän* > uig. ČWYN，宣 **si̯wän* > TSWYN，玄 **yi̯wen* > KWYN の例も参照 [庄垣内 1987, p. 62]．

I3, piṅsüin: やはり漢語人名の「斌泉」もしくは「賓泉」の音写か．

Text J U 5623 (TII D520) [BBAW]

[文書内容] 人名リスト・棉布リスト．

[研究] Raschmann 1995, p. 127, Nr. 34 (lines v2-6).

[備考] 高昌故城出土．11.5 x 11.2 cm. Beige．漉き縞 (4 / cm) のある中下質の紙．上端のみ完．草書体で書かれ，また人名モンゴル (Mongol: line r4) がみえることからもモンゴル時代に比定できる．

[missing]

r1	''XWDWN [	]	·····
r2	ma šilimuṅ [	]	マ=シリムン
r3	ṅisḍiriẓ [	]	ニスティリス
r4	mongol buq-a [	]	モンゴル=ブカ
r5	öküṣ buq-*a* [	]	オキュズ=ブカ
r6	arslan ačarï [	]	アルスラン阿闍梨
r7	[ ]ŁW buq-a [	]	····ル=ブカ
r8	[ ]yan buq-a [	]	····ヤン=ブカ
r9	[ ]-' [	]	·····

[missing]

[missing]

v1	[ ](..)[	]	·····
v2	[ ](..) iki böz **toquz qarï** [	]	····· 2 棉布，［9 尺］····
v3	[ ] bir böz toquz **qarï** [	]	···· 1 棉布，9 ［尺］·····
v4	bir böz toquz qarï [	]	1 棉布，9 尺·····
v5	bir böz toquz qarï [	]	1 棉布，9 ［尺］·····
v6	böz toquz qarï [	]	棉布，9 尺·····

［語註］

Jr2, ma šilimuṅ: ma は syr. mar の不完全な音写か，あるいは漢語姓「馬」の音写か．šilimun < syr. Šlēmūn (Salomo) とあわせキリスト教徒名とみる．村山七郎 [Murayama 1964] によって解読された泉州発現の漢文・シリア字テュルク文合璧墓碑銘にも mar-i šlēmūn (> chin. 馬児失里門) という名のキリスト教司教がみえる．

Jr3, ṅisḍiriẓ: < syr. Nesṭūriōs (Nestorius)．キリスト教徒名．

Jr8, [ ]yan: Buyan ないし Bayan など，頻出する人名要素を補うべき．

参考文献・略号（ＡＢＣ順）

安部健夫 1955:『西ウイグル国史の研究』創文堂書店.

Allsen, T. T. 1983: The Yuän Dynasty and the Uighurs of Turfan in the 13th Century. In : M. Rossabi (ed.), *China among Equals*, Berkeley / Los Angels / London, pp. 243-280.

AoF: *Altorientalische Forschungen.*

AOH: *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae.*

Arat, R. R. 1937: Uygurca yazılar arasında. *Türk Tarih, Arkeologya ve Etnografya Dergisi* 3 (1936), pp. 101-112, +1 pl.

Barthold, W. W.: *Turkestan down to the Mongol Invasion* (3. ed.). London, 1968.

BBAW: Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften (Akademievorhaben Turfanforschung).

BTT XIII: P. Zieme, *Buddhistische Stabreimdichtungen der Uiguren*. Berlin, 1985.

BTT XVI: D. Cerensodnom & M. Taube, *Die Mongolica der Berliner Turfansammlung*. Berlin, 1993.

Clark, L. V. 1975a: On a Mongol Decree of Yisün Temür (1339). *Central Asiatic Journal* 19-3, pp. 194-198.

多魯坤=閔白爾 (Dolkun, K.)・梅村坦・森安孝夫 1990:「ウイグル文仏教尊像受領命令文書研究」『アジア・アフリカ言語文化研究』40, pp. 13-34, -2 pls.

DTS: В. М. Наделяев et al. (eds.), *Древнетюркский словарь*. Ленинград, 1969.

DUD: С. Е. Малов, Два уйгурских документа. In: *Работы Восточного Факультета Средне-Азиатского Государственного Университета*, Ташкент, 1927, pp. 387-394.

ED: G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth Century Turkic*. Oxford, 1972.

ESTJ: Э. В. Севортян (ed.), *Этимологический Словарь Тюркских Языков* [I-V]. Москва, 1974-97+.

ETHV: R. R. Arat, Eski Türk hukuk vesikaları. *Journal de la Société Finno-Ougrienne* 65-1, 1964, pp. 11-77.

ĞT: Rašīd al-Dīn Faḍl Allah Hamadānī, *Ǧāmi' al-tavārīḫ*. Ms. İstanbul, Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi, Revan 1518 (ĞT / TS); 4 vols. Ed. by Muḥammad Rawšan & Muṣṭafa Mūsawī, Tihrān, 1994. (ĞT / RM)

HCW: 李逸友（編著）『黒城出土文書（漢文文書巻）』科學出版社，1991.

本田實信 1961:「ガザン・ハンの税制改革」『北海道大学文学部紀要』10.

—— 1967:「阿母河等処行尚書省」『北方文化研究』2.

—— 1991:『モンゴル時代史研究』東京大学出版会.

黃時鑑 1998:「元代四體銘文銅權的考釋」『東西交流史論稿』上海古籍出版社，pp. 200-211.（初：『伊朗學在中國論文集』2，北京大學出版社，1997）

Innermost Asia, I-IV. Ed. by M. A. Stein. Oxford, 1928.

Intro.: L. V. Clark, *Introduction to the Uyghur Civil Documents of East Turkestan (13th-14th cc.)*. Dissertation of Indiana Univ. Ph.D., Bloomington, 1975.

Kara, G. 2001: Late Mediaeval Turkic Elements in Mongolian. In: L. Bazin & P. Zieme (eds.), *De Dunhuang à Istanbul. Hommage à James Russel Hamilton*, Turnhout (Belgium), pp. 73-119.

Kara, G. & P. Zieme 1986: Die uigurische Übersetzung des apokryphen Sūtras "Fo ding xin da tuo luo ni". AoF 13, pp. 318-376.

川本正知 2000:「中央アジアのテュメンなる地域区分について」『西南アジア研究』53, pp. 24-60.

Kowalewski, J. É.: *Dictionnaire mongol-russe-français*, I-III. Kasan, 1844-49.

Lessing, F. D.: (et al. eds.) *Mongolian-English Dictionary*. Berkeley / Los Angels, 1960.
李經緯 1996:『吐魯番回鶻文社會經濟文書研究』新疆人民出版社.
劉幼錚 1986:「元代衡器衡制略考」『元史論叢』第３輯, pp. 172-180.
前田直典 1944:「元代の貨幣単位」『社会経済史学』14-4.
—— 1945:「元朝行省の成立過程」『史学雑誌』56-6.
—— 1973:『元朝史の研究』東京大学出版会.
Maspero, H. 1953: (ed.) *Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale*. London.
松田孝一 1996:「オゴデイ諸子ウルスの系譜と継承」『ペルシア語古写本史料精査によるモンゴル帝国の諸王家に関する総合的研究』（平成７年度科学研究費補助金総合研究A研究成果報告書）pp. 21-65.
松井太 1997a:（評） Raschmann 1995.『内陸アジア言語の研究』12, pp. 99-116.
—— 1997b:「カラホト出土蒙漢合璧税糧納入簿断簡」『待兼山論叢（史学篇）』31, pp. 24-49, -1 pl.
—— 1998a:「モンゴル時代ウイグリスタン税役制度とその淵源」『東洋学報』79-4, pp. 026-055.
—— 1998b:「ウイグル文クトルグ印文書」『内陸アジア言語の研究』13, pp. 1-62, +15 pls.
松川節 1995:（評） BTT XVI.『東洋史研究』54-1, pp. 105-122.
護雅夫 1960:「ウイグル文葡萄園売渡文書」『東洋学報』42-4, pp. 22-50.
—— 1961b:「ウィグル文売買文書」『内陸アジア史論集』大安, 1964, pp. 122-139.
—— 1961c:「ウィグル文売買文書に於る売買担保文言」『東洋学報』44-2, pp. 1-23.
—— 1965:（訳）カルピニ・ルブルク『中央アジア・蒙古旅行記』桃源社.
森安孝夫 1989:「ウイグル文書箚記（その一）」『内陸アジア言語の研究』4 (1988), pp. 51-76.
—— 1990:「ウイグル文書箚記（その二）」『内陸アジア言語の研究』5 (1989), pp. 69-89.
——1991:『ウイグル=マニ教史の研究』（『大阪大学文学部紀要』31 / 32).
—— 1992:「ウイグル文書箚記（その三）」『内陸アジア言語の研究』7 (1991), pp. 43-54.
——1994:「ウイグル文書箚記（その四）」『内陸アジア言語の研究』9, pp. 63-94.
—— 1997a:「オルトク（斡脱）とウイグル商人」『近世・近代中国および周辺地域における諸民族の移動と地域開発』（平成７・８年度科学研究費補助金基盤研究Ｂ２研究成果報告書）pp. 1-48.
—— 1997b:「ウイグル文字新考」『東方学会創立五十周年記念東方学論集』東方学会, pp. 1238-1226.
Mostaert, A. & F. W. Cleaves 1962: *Les lettres de 1289 et 1305 des ilkhan Aryun et Öljeitü à Phillip le Bel*. Cambridge (Mass.).
Murayama, S. 1964: Eine nestorianische Grabinschrift in türkischer Sprache aus Zaiton. *Ural-Altaische Jahrbücher* 35, pp. 394-396, +2 pls.
中村淳・松川節 1993:「新発現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』8, pp. 1-93, +8 pls.
小田壽典 1987:「ウィグルの称号トゥトゥングとその周辺」『東洋史研究』46-1, pp. 57-86.
——1990:「ウイグル文トゥリ文書研究覚書」『内陸アジア史研究』6, pp. 9-27.
——1992a:「ウイグル文ピントゥング嘆願書の訳注」『豊橋短期大学研究紀要』9, pp. 153-159, -1 pl.
OTWF: M. Erdal, *Old Turkic Word Formation*, I-II. Wiesbaden, 1991.
Ramstedt, G. 1940: Four Uigurian Documents. In: C. G. Mannerheim (ed.), *Across Asia from West to East in 1906-1908*, Vol. II, Helsinki, 12p, -4 pls. (Rpt. Oasterhout 1969)
Raschmann, S.-Ch. 1992: Einige Bemerkungen zu Steuern, Abgaben und Dienstpflicht im uigurischen Königreich von Qočo (13. -14. Jh.). AoF 19, pp. 155-159.
——1995: *Baumwolle im türkischen Zentralasien* (Veröffentlichungen der Societas Uralo-Altaica 44). Wiesbaden.
佐口透 1943:「モンゴル人支配時代のウイグリスタン（上・下）」『史学雑誌』54-8, pp.1-71; 54-9, pp. 72-97.
關尾史郎 1993:「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究（六）」『人文科学研究（新潟大学）』84, pp. 101-138.
庄垣内正弘 1987:「ウイグル文献に導入された漢語に関する研究」『内陸アジア言語の研究』2 (1986), pp. 17-156.
SPF: Санкт-Петербургский Филиал. Института Востоковедения, Русская Академии Наук.
Steingass, F.: *A Comprehensive Persian-English Dictionary*. London, 1892.
SUK: 山田信夫（著）, 小田壽典・ P. Zieme ・梅村坦・森安孝夫（編）『ウイグル文契約文書集成 (*Sammlung uigurischer Kontrakte*)』1-3. 大阪大学出版会, 1993.

TĞ: *Tārīḫ-i Ğahāngušā*, 3 vols. Ed. by Mīrzā Muḥammad Qazvīnī, Leiden / London, 1912-37 [TĞ / Q]; J. A. Boyle (tr.), *The History of the World Conqueror, by 'Ala-ad-Din 'Ata-Malik Juvaini.* Manchester, 1958 [TĞ / Boyle].

Тихонов, Д. И. 1966: *Хозяйство и общественный строй уйгурского государство X-XIИВ вв.* Москва / Ленинград.

TMEN: G. Doerfer, *Türkische und mongolische Elemente im Neupersischen*, I-IV. Wiesbaden, 1963-75.

Тугушева, Л. Ю. 1983: Деловые письма уйгуров из коллекции А. Грюнведеля. In: *История и Культура Центральной Азии*, Москва, pp. 209-220.

Tugusheva, L. Yu. 1996: Early Medieval Uighur Records from East Turkestan. *Manuscripta Orientalia* 2-3, pp. 8-15, -4 pls.

Uigurica. by F. W. K. Müller. *Abhandlungen der Preußischen Akademie der Wissenschaften (Phil.- Hist. Klasse)* 1908-2.

梅村坦 1977a:「遂約罰納官文書のあるウィグル文書」『東洋学報』58-3/4, pp. 01-040.

—— 1977b:「13世紀ウィグリスタンの公権力」『東洋学報』59-1/2, pp. 01-031.

—— 1981:「吐魯番県展覧館展示回鶻文公文書」『中嶋敏先生古稀記念論集』下，汲古書院，pp. 45-66.

—— 1987:「イナンチ一族とトゥルファン=ウイグル人の社会」『東洋史研究』45-4, pp. 90-120.

URD: С. Е. Малов, Уйгурские рукописные документы экспедиции С. Ф. Ольденбурга. *Записки Института Востоковедения Академии Наук СССР* 1, 1932, pp. 129-149, +6 pls.

USp: W. W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler*. Ed. by S. E. Malov. Leningrad, 1928.

Wb: W. W. Radloff, *Versuch eines Wörterbuch der Türk-Dialecte*, I-IV. St.-Petersburg, 1893-1911.

楊富學 1990:「海外見刊回鶻文社會經濟文獻總目」『中國敦煌吐魯番學會研究通訊』1990-1, pp. 9-23.

山田信夫 IV:「ウイグル文貸借契約書の書式」『大阪大学文学部紀要』11, 1965, pp. 87-216, +pls. 1-6.

—— V:「イスタンブル大学図書館所蔵東トルキスタン出土文書類」『西南アジア研究』20, 1968, pp. 11-29, +pls. 31-32.

——VI:「ウイグル文奴婢文書及び養子文書」『大阪大学文学部紀要』16, 1972, pp. 161-268, pls. 1-12.

——XVI:「カイイムトゥ文書のこと」『東洋史研究』34-4, 1976, pp. 32-57.

Yamada, N. XII: Four Notes on Several Names for Weights and Measures in Uighur Documents. In: L. Ligeti (ed.), *Studia Turcica*, Budapest, 1971, pp. 491-498.

Zenker, J. Th.: *Türkish-arabisch-persisches Handwörterbuch*. Leipzig, 1866-76.

Zieme, P. 1976: Zum Handel im uigurischen Reich von Qočo. AoF 4, pp. 235-249.

——1980: Uigurische Pachtdokumente. AoF 7, pp. 197-245, +Taf. III-XII.

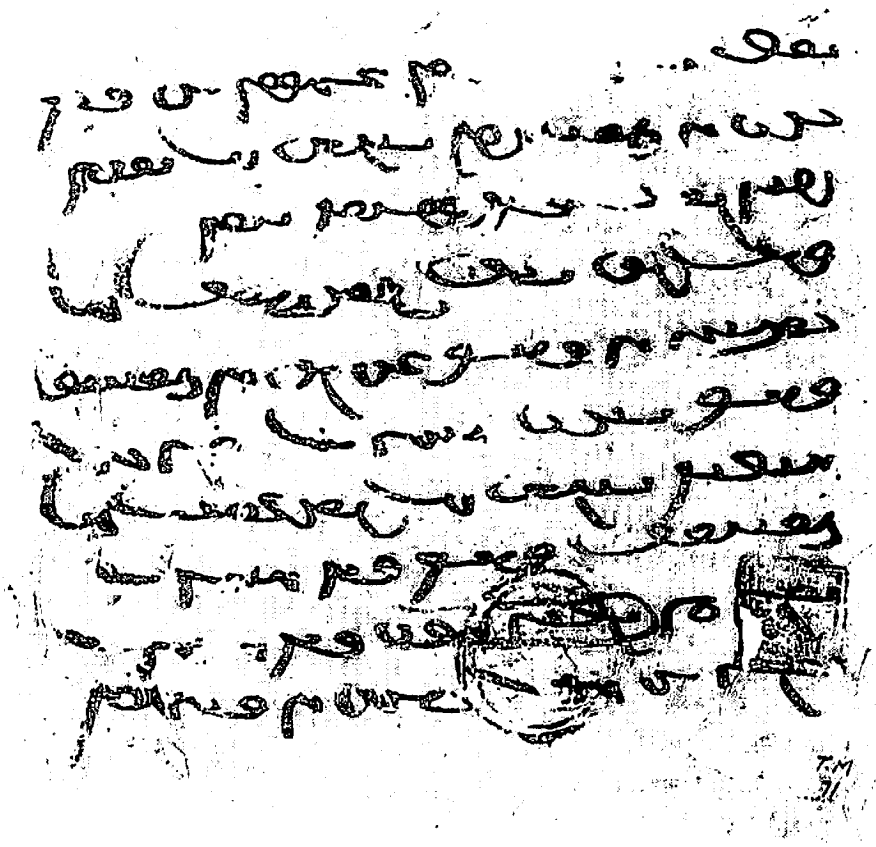
——1981: Uigurische Steuerbefreiungsurkunden für buddhistische Klöster. AoF 8, pp. 237-263, +Taf. XIX-XXII.

——1992: *Religion und Gesellschaft im Uigurischen Königreich von Qočo*. Opladen.

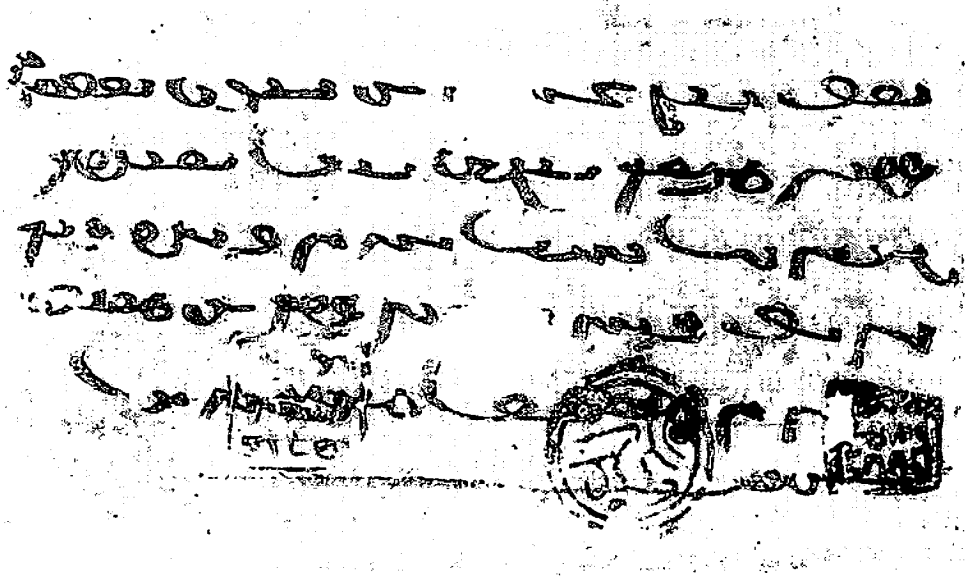
——1997: Alkoholische Getränke bei den alten Türken. In: A. Berta (ed.), *Historical and Linguistic Interaction between Inner-Asia and Europe*, Szeged, pp. 435-445.

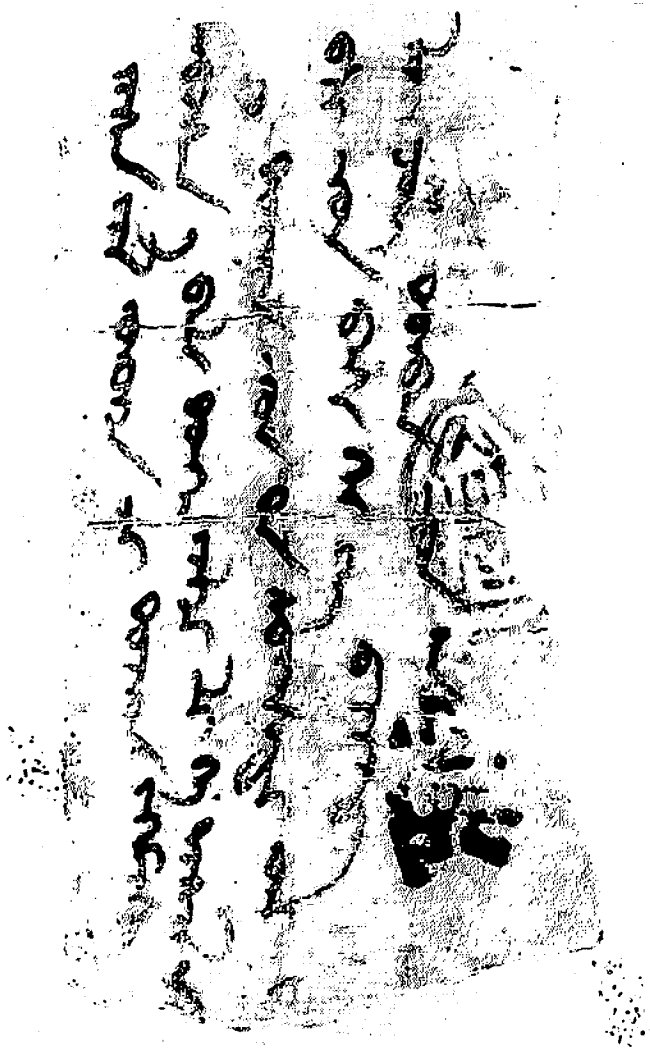
付記 本稿の内容の一部については第38回日本アルタイ学会（野尻湖クリルタイ，2001年7月23日）で報告した．席上で有益なご教示を賜った諸氏に感謝する．また，シリア語人名の還元形式については Werner Sundermann 教授，Peter Zieme 教授よりご助言を賜った．末筆ながら謝意を表する．

Text A U 5285

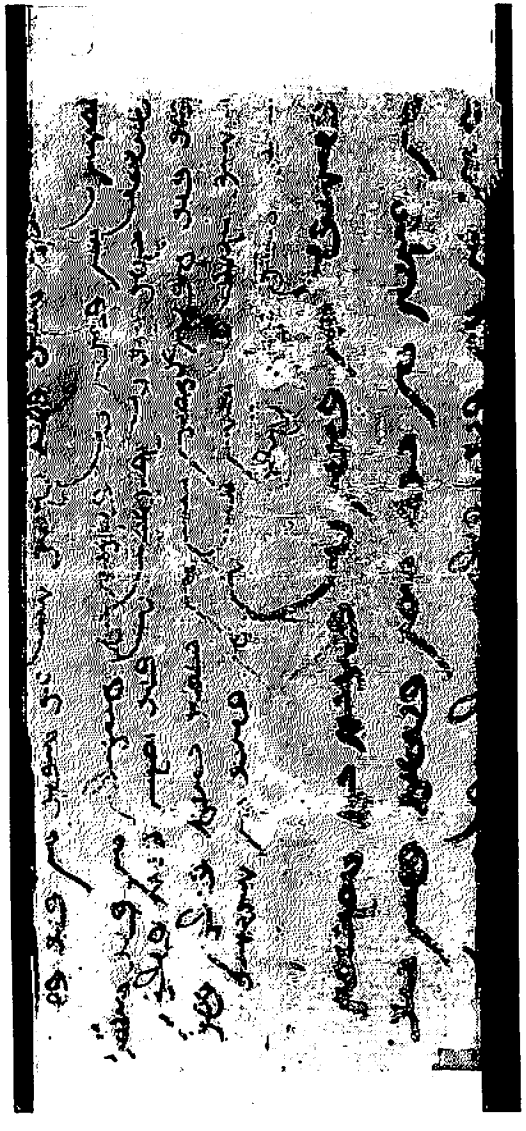


Text B U 5284

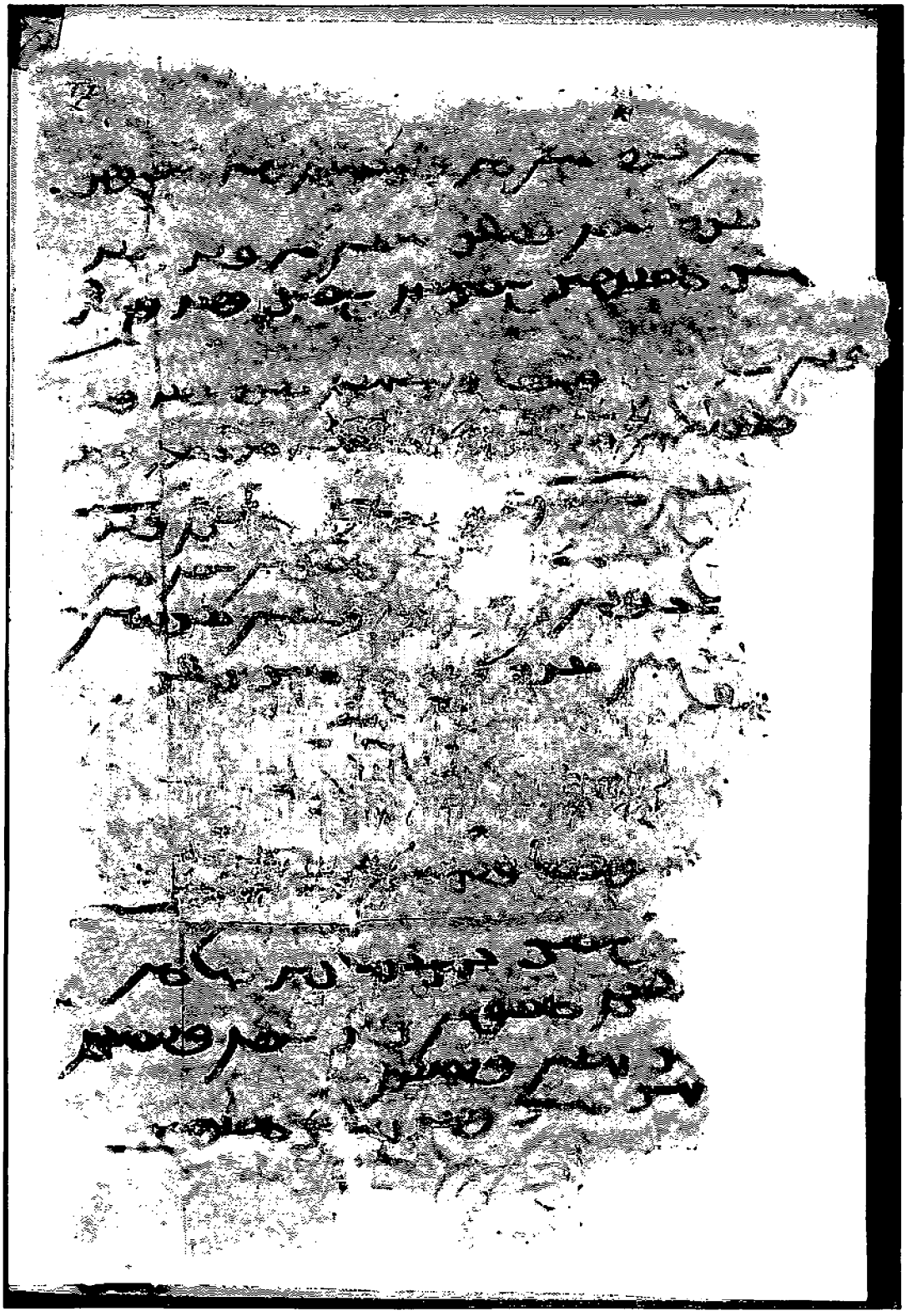




Text C U 5314



Text D U 4845v



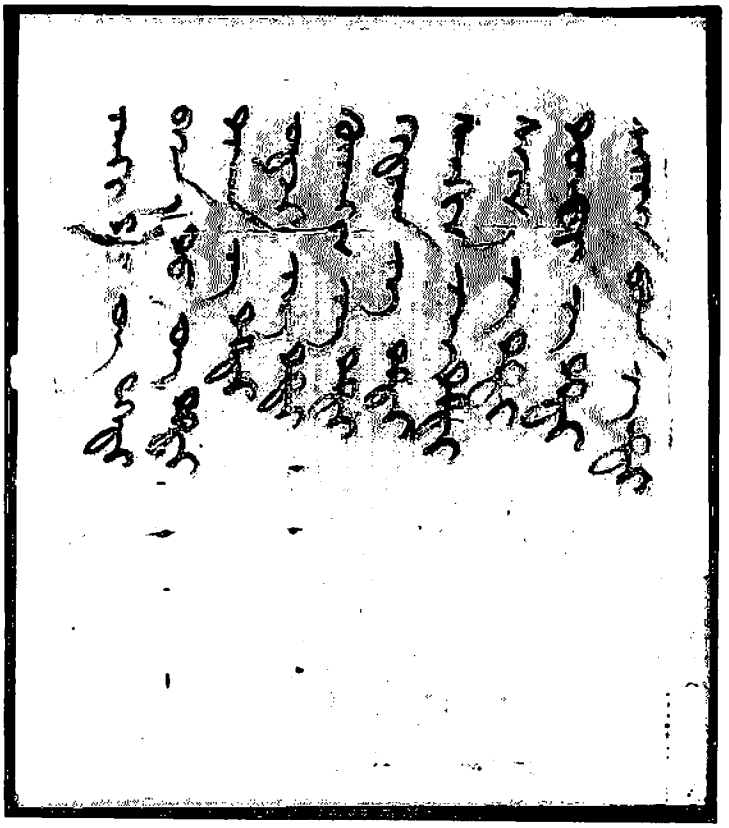
Text E Ch/U 7460v



Text F Ch/U 6986v



Text G U 5665v



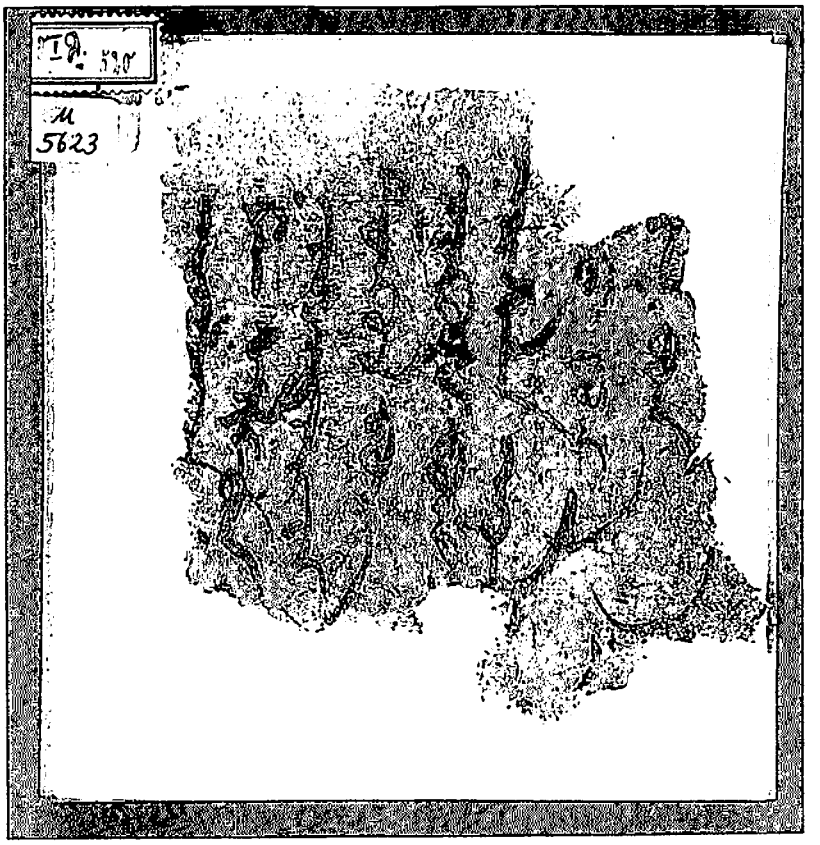
Text H Ch/U 6321v



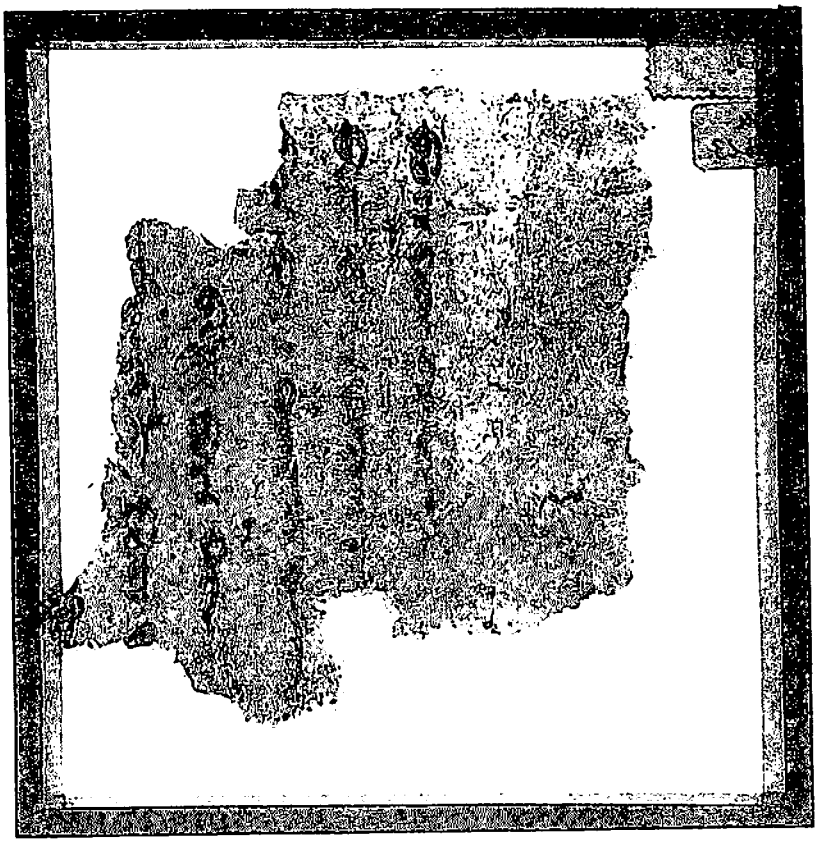
Text I U 5289

Text J U 5623

recto



verso



碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究
（平成12～13年度科学研究費補助金・基盤研究(B)(1)研究成果報告書）別刷
2002年3月

モンゴル時代ウイグリスタンの税役制度と徴税システム

松　井　　太

Taxation and Tax-collecting Systems in Uiguristan under Mongol Rule

Dai MATSUI

Offprint

Research on Political and Economic Systems under Mongol Rule
Report of the Scientific Research Project Grant-in Aid JSPS, Basic Research (B)(1)

Osaka, March 2002